



福島医発第52号（地）

平成27年4月7日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための
基本的な指針の全部を改正する件（告示）」について

標記の件につきまして日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

標記「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（告示）」においては、市町村介護保険事業計画および都道府県介護保険事業支援計画が則すべき事項を規定した基本方針について示されているところですが、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第6期介護保険事業（支援）計画の策定にあたり、今般、当該告示が改められ、本年4月1日より適用されることとなりました。

第6期介護保険事業（支援）計画については「地域包括ケア計画」と位置づけられており、2025年に向け、第5期に開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化することや、2025年までの中長期的なサービス、給付、保険料の水準を推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ること等を念頭に策定することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(介 193)

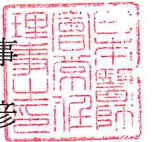
平成 27 年 3 月 31 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の
全部を改正する件（告示）」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（告示）」においては、市町村介護保険事業計画および都道府県介護保険事業支援計画が則すべき事項を規定した基本方針について示されているところですが、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする第 6 期介護保険事業（支援）計画の策定にあたり、今般、当該告示が改められ、本年 4 月 1 日より適用されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

第 6 期介護保険事業（支援）計画については「地域包括ケア計画」と位置づけられており、2025 年に向け、第 5 期に開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化することや、2025 年までの中長期的なサービス、給付、保険料の水準を推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ること等を念頭に策定することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（告示）について

（平 27. 3. 18 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課計画係）



各医師会通知

事 務 連 絡
平成27年3月18日

各都道府県介護保険事業（支援）計画担当者 様

厚生労働省老健局介護保険計画課 計 画 係

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための
基本的な指針の全部を改正する件（告示）について

高齢者保健福祉行政の推進につきまして、日頃より格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（告示）が本日公布され、平成27年4月1日から適用することとされました。

別添のとおり、官報の写しを送付いたしますので、管内保険者への周知をよろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）

厚生労働省老健局介護保険計画課

計画係長 林

TEL : 03-5253-1111（内2175）

Mail : hayashi-hidenori@mhlw.go.jp

新	旧
二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。 介護保険制度が施行された二十一年（平成十二年）当時、約九百万人だった後期高齢者（七十五歳以上の高齢者をいう。以下同じ。）は、現在約千四百万人となっており、さらに、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる二十十五年（平成三十七年）には二千万人を突破することが見込まれており、特に都市部を中心に後期高齢者数が急増するとともに、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症である者が増加することも見込まれる。 こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことが重要である。 このため、二十一年（平成二十三年）には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設等の介護保険制度の見直しが行われ、二十四年（平成二十六年）には、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）に基づく措置として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）により、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他の関係法律の改正による効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護三以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたところである。	二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。 その施行後サービスの提供基盤は急速に整備され、サービス利用者は着実に増加するなど、介護保険制度は我が国の高齢期を支える制度として定着してきた。しかしながら、サービス利用者の増加に伴い、費用も急速に増大しており、今後、二十五年（平成二十七年）には、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、制度の持続性を維持しつつ高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持向上させるために介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっている。 さらに、要介護高齢者の多くは認知症であり、その数は今後も更に増加すると見込まれることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等も喫緊の課題となっている。 このような状況を踏まえ、二十五年（平成二十七年）の介護保険制度改革においては、二十五年（平成二十七年）の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置いて、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点とした制度全般の見直しが行われた。 さらに、二十六年（平成二十八年）には、医療制度改革の一環として、病院が高齢者介護の受け皿の一部となっている現状を是正するため、入院患者の状態で応じた施設の機能分担を推進する観点から、療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）のうち主に介護を必要とする高齢者が入院する病床を、平成二十四年度末までの間に介護保険施設などに転換するとともに、指定介護療養型医療施設については、平成二十三年度末をもって廃止することとされた。 また、二十一年（平成二十三年）には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切

この指針は、これらの介護保険制度改革を踏まえ、二千二十五年（平成三十七年）における目標を示した上で、第六期（平成二十七年）から平成二十九年（平成三十九年度）までの市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

なお、東日本大震災によって、家庭や地域等のコミュニティにおける人々の絆やつながりの重要性を再確認したところであり、今後の介護保険の在り方を考えるに当たっても、自助を支える「共助」を軸とした「安心して暮らせる地域社会」に資するような仕組みを目指していくことが重要である。

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等をいう。第二の三の四（一）及び第三の二の三を除き、以下同じ。）を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築に努めることが重要である。

なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。

れ目無く提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料等の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引等の実施、指定介護療養型医療施設について平成二十九年度末まで廃止を猶予する等の措置を講ずる制度全般の見直しが行われた。

この指針は、これらの制度改革を踏まえ、平成二十六年（第五期（平成二十四年度）から平成二十六年（平成三十八年度）までの市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。）の最終年度）における目標を示した上で、第五期（平成二十四年度）から平成二十六年（平成三十八年度）までの介護保険事業計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

なお、東日本大震災によって、家庭や地域等のコミュニティにおける人々の絆やつながりの重要性を再確認したところであり、今後の介護保険の在り方を考えるにあっても、「共助」を軸にした「安心して暮らせる地域社会」に資するような仕組み（地域包括ケアシステム）を目指していくことが重要である。

第一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図ることが必要であり、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めること。

なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。

1|

介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことが可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要である。

そのために、認知症である者や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、これらの者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要である。

その際、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症である者の増加等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス等の普及に留意することが重要である。

さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅での生活に近いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重すること。

2|

在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

地域包括ケアシステムの構築に必要な在宅医療の提供体制は在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要であることから、国又は都道府県の支援のもと、市町村が主体となって地域の医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在

1|

要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防を図ること。具体的には、いわゆる団塊の世代が六十五歳以上となり、高齢者数が急激に増加してピークに達すると見込まれる二十五年までの間に、高齢者介護のあるべき姿を確立するとともに、一層多様化することが見込まれる高齢者の生活様式や価値観に配慮しながら、要介護状態等になる前の段階から要支援状態までの高齢者について、統一的な体系の下で、効果的な予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）及び介護予防事業を提供し、高齢者の生活機能の維持向上を図られるようにすること。

2|

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことが可能とする「高齢者の尊厳を支えるケア」を確立すること。

そのために、認知症高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービスなどのサービスの提供や在宅と施設の連携など、地域における継続的な支援体制の整備を図ること。

さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅での生活に近いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重すること。

宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進することが重要である。

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、市町村は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）を推進するための体制の整備を図ることが重要である。

そのために、医師、歯科医師、薬剤師、看護師又はリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士等の医療関係職種と介護福祉士、介護支援専門員等の介護関係職種との連携が重要であり、市町村が主体となつて、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携の推進を図ることが重要である。

3| 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであり、その推進に当たっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域におけるリハビリテーションに関する専門的な知見を有する者を活用し、高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になつても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要である。

4| 日常生活を支援する体制の整備

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症である者の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、市町村が中心となつて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用等を

3|

高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするためには、地域における様々なサービスの関係者のネットワークにより高齢者の生活状況を把握し、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐ等の対応を行う体制を整備すること、高齢者が要介護状態等になるおそれがある状態になったときや、要支援状態になったときに、連続的かつ一貫性

通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ることが重要である。

また、予防給付のうち訪問介護と通所介護については、平成三十年三月末までに、地域支援事業に段階的に移行することとしているが、これにより市町村を中心とした地域づくりをこれまで以上に推進し、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を通じて、要支援者等の多様な生活支援や社会参加のニーズに添えていくことを目指すものであることから、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のガイドラインとして法第十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生労働大臣が定める指針等（以下「ガイドライン」という。）や好事例の提供等を参考に、市町村においては、地域支援事業の活用はもちろんのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に取り組むことが重要である。

5

高齢者の住まいの安定的な確保

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）やサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。）等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、都道府県が適確な指導監督を行うよう努めることが重要である。

4

を持った予防給付対象サービス及び介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業）が提供されるようにすること、また、要介護状態等となったときに、介護給付等対象サービスを中心に様々な保健医療サービス及び福祉サービス並びに生活支援サービスを組み合わせながら、地域における日常生活の継続を支援する体制を整備することが必要となる。市町村は、地域支援事業としてこれらの事業に取り組むこと。

5

療養病床の再編成に当たっては、地域における療養病床を有する医療機関に入院している高齢者の実態（医療サービス及び介護サービスの利用に関する意向を含む。）を適切に把握し、その者の状態に相応しいサービスを提供することができるよう、療養病床を有する医療機関から退院する患者の意向に即応した介護給付等対象サービスを提供する体制整備を進めること。

高齢単身・夫婦のみ世帯が高齢世帯の三分の二に達し、家族や地域とのつながりが急速に薄れ、孤立化し、日常生活や介護に不安を抱く高齢者が多くなっていることから、孤立化のおそれのある高齢単身・夫婦のみ世帯の生活支援に留意すること。

また、所得又は資産が少ないなど、地域での生活が困難となっている高齢者を対象に、空家の活用等による低廉な家賃の住まいの確保や、適切な生活支援体制の確保等にも留意することが重要である。

二 認知症施策の推進

今後増加することが見込まれる認知症である者に適切に対応するため、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指した取組を進めることが重要である。具体的には、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（以下「認知症ケアパス」という。）を確立し、どのように認知症である者を地域で支えていくかを地域住民に明示した上で、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めることが重要である。

また、認知症である者の増加が見込まれる中、民法（明治二十九年法律第八十九号）における成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の制度が果たす役割は、ますます大きくなっていく状況下であり、弁護士、司法書士等の専門的な後見人等のほか、一般市民が担う後見人等（以下「市民後見人」という。）を育成・活用し、これを支援する体制の整備を進めることが重要となる。

なお、認知症施策のうち認知症初期集中支援チームの設置等の地域支援事業は、平成二十七年以降順次実施することとされており、平成三十年度には全ての市町村で実施されることとなるため、地域の実情に応じて、必要な取組を進めることが重要である。

三

二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標

高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる二千二十五年（平成三十七年）までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むことが重要である。

このため、第六期以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、二千二十五年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとし、まずは第六期の位置付け及び第六期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取

二

介護給付等対象サービスの在り方に関する目標

二千十五年の高齢者介護のあるべき姿を見据えて、高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、地域において必要となるサービスの在り方を明確に示すとともに、そのために必要となる、介護専用型特定施設、認知症高齢者グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の整備、介護付きの住まいなど多様な「住まい」の普及の推進、施設利用者の重度の要介護者への重点化、ユニット型施設（施設の全部又は一部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設をいう。以下同じ。）への改修等、施設の居住環境の改善に係る目標を設定

組を進めることが重要である。

四

地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

市町村は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に整備するとともに、地域包括支援センターの適切な運営を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワーク

すること。

また、地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントについて中核的な役割を担う地域包括支援センターの在り方を明確に示すこと。なお、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える二十五年からその五年後、十年後である二十二十年、二十五年頃、或いは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭に置いて、これらの目標の設定にあたること。

三

市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携に関すること
介護保険事業の運営主体である市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、保健医療サービス及び福祉サービスの水準の向上を図る責務を有するが、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進することが必要である。この場合においては、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を明確にしないよう留意すること。

また、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重しながら、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握、療養病床を有する医療機関に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設などへの転換の予定等に関する調査の実施、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を支援することが望ましい。

介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サービスを提供する事業者について、利用者から良質な事業者が選択されるようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必要である。

四

地域包括支援センターに関すること

このため、事業者の指導監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分に連携をして、対応していくことが求められる。

高齢者の尊厳を支えるケアを実現していくために、市町村は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開も含め、地域において保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供し、地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築してい

を構築することが重要である。

その際には、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。

このためには、市町村を中心として、サービス提供者、多様な専門職種や機関、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につなげ、情報通信技術（ICT）等の活用も図りつつ地域づくりに取り組むことが重要である。

なお、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、サービス提供者と利用者が、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性ではなく、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要である。

五

地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を講じていくことが重要である。

このため、都道府県は、広域的な立場から、必要な介護人材の確保のため、二十五年（平成三十七年）を見据え地域の関係者とともに総合的な取組を推進することが重要である。

その際には、学卒者や他業種からの新規参入促進の取組、潜在的有資格者等の復職・再就職支援、都道府県福祉人材センター等の活用等による多様な人材の参入促進、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、事業主による雇用環境改善の取組の促進・処遇改善等による環境改善を一体的に取り組むことが重要である。

くことが必要である。そのため、地域全体の実情を適確に把握することのできる地域包括支援センターにより、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等が適切に行われるよう、積極的に取り組むことが求められる。

五

介護サービス情報の公表に関すること

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、介護サービスの情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するための基盤となるものである。都道府県においては、介護サービス情報の公表制度が適切に実施されるよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ること。また、市町村においては、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、報告の拒否などをを行い、都道府県知事からその報告などを命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止など適切な対応を行うこと。

六 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に係る人材の確保及び資質の向上に関すること

介護給付等対象サービス及び地域支援事業は、当該サービス及び当該事業に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

このため、都道府県は、広域的観点から、当該サービス又は当該事業を行う者が人材の確保又は資質の向上を図るために講ずる措置を支援するため、当該サービス及び当該事業に係る人材の養成、就業の促進等の人材の確保又は資質の向上に関する総合的施策に取り組むことが必要であり、これには喀痰吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上に関して必要な施策も含まれる。

また、地域において早期の適切な認知症の診断を行うため、かかりつけ医や病院従事者に対する認知症対応力の向上のための研修を実施し、これらの者に対して指導助言等を行う認知症サポーター医の養成研修を行うことが重要である。

さらに地域支援事業を充実させるための地域の生活支援コーディネーターの養成を進めることが重要である。

この場合、市町村においても、都道府県と連携しながら、生活支援等の支え手となるボランティア、NPOの育成、市民後見人の育成、認知症サポーターの養成等、必要な施策に取り組むことが重要である。

また、今後、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等に携わる人材の育成を行っていくことも重要である。

六 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するための基盤となるものである。

都道府県においては、介護サービス情報の公表制度が適切に実施されるよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ることが重要である。

また、市町村においては、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、都道府県知事からその報告等を命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。

今後は、地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支援センター及び配食や見守り等の生活支援・介護予防サービスの情報について、厚生労働省が運用している情報公表システムの活用も念頭に市町村が主体的に情報収集と情報発信に努めることが重要である。

また、利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、情報公表制度を活用し、介護従事者に関する情報の公表の推進に努めることが重要である。

七 介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提

この場合においては、市町村も、都道府県と連携しながら、適宜、必要な施策に取り組むことが望ましい。

七 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

国民が負担する介護保険料や税金が、真に要介護者等の自立支援につながる介護給付等対象サービスとしてその価値を発揮できるようにする

供するよう促すことであり、適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであり、保険者及び都道府県におけるたゆまぬ努力が重要である。都道府県は、第三期介護給付適正化計画に関する指針を踏まえ市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、都道府県介護給付適正化計画を策定するとともに、必要に応じて市町村に対し、実施上の技術的事項について必要な助言を行うことにより、介護給付適正化事業の一層の推進に取り組むことが重要である。

また、市町村は、都道府県介護給付適正化計画の検討過程において、市町村ごとの地域の実情やこれまでの適正化の取組の実施把握を踏まえた実施方針、目標等についての意見を積極的に伝えるとともに、こうした意見を踏まえて策定された都道府県介護給付適正化計画に基づき、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の適正化システム等を活用しながら、介護給付適正化事業のより一層の推進に取り組むことが重要である。

八

市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携
介護保険事業の運営主体である市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、保健医療サービス及び福祉サービスの水準の向上を図る責務を有するが、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進すること。この場合においては、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意することが重要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重しながら、市町村への在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、地域ケア会議の実施等地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組の支援、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握、地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況の把握、療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する医療機関に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換

ため、介護給付等に要する費用の適正化を行うことは、介護保険制度の持続可能性を高める観点から喫緊の課題となっている。

このため、二千五年（平成十七年）の介護保険制度改革においては、法制的な対応として、介護サービス事業者等の指定等の要件の厳格化、指定等の更新制の導入、業務改善命令権限等の創設、情報公表の義務付け等が行われたところであり、さらに、保険者機能の強化の観点から、保険者にも介護サービス事業者等への立入権限等が付与されたところである。

介護給付等の適正化に当たっては、これらの法制的な対応を踏まえた保険者及び都道府県におけるたゆまぬ努力が不可欠であり、ケアプランチェックの推進や国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの活用等による介護給付等の適正化のための事業の一層の推進に取り組むこと。

また、都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容も十分に踏まえること。

の予定等に関する調査の実施、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を支援することが重要である。

さらに、介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サービスを提供する事業者について、利用者から良質な事業者が選択されるようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必要であることから、事業者の指導監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分に連携をして、対応していくことが重要である。

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化

介護保険制度の基本的理念を踏まえるとともに、各々の市町村における地域的条件や地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の一及び二の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの特色を明確にした市町村介護保険事業計画を作成することが重要である。

2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備するとともに、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら平成三十七年度の介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするための中長期的な視点に立った市町村介護保険事業計画の策定が重要である。

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとともに、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような住まいの普及を図ることが重要である。

第二 介護保険事業計画の作成に関する事項

一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化

介護保険制度における基本理念を踏まえるとともに、各々の市町村又は都道府県における地域的条件や地域づくりの方向性を勘案して、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色が明確にされた介護保険事業計画を作成すること。

また、現行の介護保険事業計画及び老人福祉計画（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人福祉計画をいう。以下同じ。）の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を介護保険事業計画の作成に活用すること。

2 平成二十六年度目標値の設定

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備するとともに、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は、施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくことが必要である。

また、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）や介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及を図ることが必要である。

このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じ
て市町村介護保険事業計画を定めることが重要である。

(一)

平成三十七年度の推計

市町村は、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に
要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の
額及び保険料の水準に関する中長期的な推計を行い、示すよう努め
るものとする。

(二)

第六期の目標

市町村は、(一)の推計を踏まえて第六期の保険料を定め、地域包括
ケアシステムの構築に向けた第六期以降の各計画期間を通じた段階
的な充実の方針及びその中での第六期の位置づけを明らかにすると
ともに、第六期の具体的な施策により目指す目標を定めることが重
要である。

その際には、その地域の特色を具体的に反映した目標とすること
が重要である。

このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて平成二十六年度に
おける目標値を設定した上で、第五期介護保険事業計画期間において
は、直近の状況から平成二十六年度の目標値となるよう計画的に設定
された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。

なお、第五期の介護保険事業計画においては、療養病床から特定施
設入居者生活介護（指定居宅サービスである特定施設入居者生活介護
に限る。以下同じ。）、認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型
サービスである認知症対応型共同生活介護に限る。以下同じ。）、地
域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスである地
域密着型特定施設入居者生活介護に限る。以下同じ。）、地域密着型
介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスである地
域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は
指定施設サービス等（法第四十八条第一項に規定する指定施設サービ
ス等をいう。以下同じ。）の事業を行う施設等（以下「介護保険施設
等」という。）への円滑な転換が図られるようにするため、医療保険
適用の療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除
く。以下「医療療養病床」という。）から介護保険施設等への転換に
伴う介護給付対象サービスの利用者数並びに地域密着型介護老人福祉
施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する地域密
着型介護老人福祉施設に限る。以下同じ。）及び介護保険施設の入所
定員の増加分については、次に掲げるそれぞれの目標値の設定の対象
には含めないものとする。

(一)

市町村は、平成二十六年度において地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護二以上の者が利用
すると見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の
合計数のうちの要介護四及び要介護五の認定者数（要介護認定又は
要支援認定を受けた被保険者の数をいう。以下同じ。）の合計数が
占める割合を、七十%以上とすることを目標として設定する。

3

市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映することが必要である。

また、関係部局・課相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況等を市町村介護保険事業計画に示すことが重要である。

なお、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ場合は、その趣旨等を盛り込むことが重要である。

(一) 市町村関係部局相互間の連携

計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて極めて重要な過程であり、庁内一丸となつて取り組むよう努めることが望ましい。具体的には、介護保険担当部局・課は、民生担当部局、保健医療担当部局、労働担当部局、住宅担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局等の関係部局と連携することができ、体制を整備するとともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要である。

必要に応じて、例えば、地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内全体のプロジェクトチームを設置し、その中で計画の策定に向けた議論を行うこと等も考えられる。

(二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築については、

(二)

都道府県は、平成二十六年の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設の場合にあつては、当該一部の入所定員。以下この(二)において同じ。）の合計数が占める割合を、五十%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十%以上）とすることを目標として設定する。

介護保険事業計画の作成のための体制の整備
介護保険事業計画を作成するに当たっては、そのための体制の整備を図ること。

この場合においては、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映すること。

(一) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

介護保険担当部局は、民生担当部局、保健衛生担当部局、教育担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、住宅担当部局等の関係部局と連携することができ、体制を整備すること。

(二) 介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、地

幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとすることが重要である。

このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者（第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。以下同じ。）、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の中から市町村の判断により参加者を選定し、市町村介護保険事業計画作成委員会等を開催すること。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、市町村介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。

(三) 被保険者の意見の反映

市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービスの量の水準が保険料率の水準にも影響を与えることに鑑み、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

このため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たっては、公募その他の適切な方法による被保険者代表者の参加に配慮すること。

また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催等の工夫を図ることが重要である。

(四) 都道府県との連携

市町村介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが重要である。

具体的には、都道府県は市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項についての必要な助言、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、都道府県と意見を交換することが重要である。

域の実情に応じたものとすることが求められる。

このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者（第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。以下同じ。）、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の中から市町村又は都道府県の判断により参加者を選定し、介護保険事業計画作成委員会等を開催すること。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮すること。

(三) 被保険者の意見の反映

市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービスの量の水準が保険料率の水準にも影響を与えることにかんがみ、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

このため、介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たっては、公募その他の適切な方法による被保険者を代表する地域住民の参加に配慮すること。

また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催等の工夫を図ること。

(四) 都道府県との間の連携

都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成するとともに、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有している。

このため、介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ること。

したがって、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換すること。

要介護者等地域の実態の把握

市町村は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

この場合、市町村は、次の取組や保険給付の現状に係る他市町村との比較等により、地域の実情の把握に努めることが重要である。

(一)

被保険者の現状と見込み

市町村は、自らが有する人口推計や各種人口統計等を活用し、市町村介護保険事業計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者数、要支援者数及び認知症高齢者数等を定めるとともに、現状の人口構造等を踏まえ、計画期間中の各年度及び将来的な被保険者数、総合事業（総合事業に移行する前の介護予防等事業を含む。）及び予防給付の実施状況を勘案した要介護者等の数等の見込みを定めるよう努めるものとする。

また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、圏域（法第百十八条第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等の圏域を単位とする広域的調整を図るために必要な市町村に対する支援を行うことが望ましい。

なお、小規模の市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることにかんがみ、都道府県は、圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。

要介護者等の実態の把握

市町村は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村介護保険事業計画を作成する。

この場合、市町村は必要に応じて、当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査（日常生活圏域ニーズ調査等）を行うこととする。

都道府県は、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設などへの転換の予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村が要介護者等の実態に関する調査や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査（病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。）を行う場合においては、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力すること。

なお、介護給付等対象サービスの供給についても、市町村は、都道府県と連携して、これを把握すること。

この場合においては、その算定の考え方を示すことが重要であるとともに、医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という。）からの転換による影響も勘案することが必要である。

また、生活機能の低下した高齢者の状況、地域の医療サービスや高齢者の持家の状況等も把握、分析し、計画書の適切な箇所を示すことが望ましい。

(二) 保険給付の実績把握と分析

市町村は、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を適切に定めるため、要介護者等の人数や保険給付の実績について、介護保険事業状況報告、介護政策評価支援システム、地域包括ケア「見える化」システムをはじめとする各種調査報告や分析システムを活用することにより、保険給付の動向やその特徴の把握に努めるものとする。

なお、認知症ケアパスを作成し市町村介護保険事業計画に反映することが求められることから、その作成過程において、認知症である者のサービスの利用状況や国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち認知症を主たる理由として入院している者の把握と分析を行うことが望ましい。

この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すことが重要である。

また、第五期市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画（老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画をいう。以下同じ。）の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、その結果を第六期市町村介護保険事業計画の作成に活用することが重要である。

(三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査（以下「日常生活圏域ニーズ調査等」という。）の実施に努めるものとする。

この場合、調査の時期、方法等を示すとともに、広域連合等における複数の市町村による共同実施については、その取組等を盛り込

むよう努めるものとする。

さらに、当該調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。

(四) 地域ケア会議の活用

市町村は、地域ケア会議の活用により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図るよう努めることが重要である。

具体的には、地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通じて、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行うこと。また、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や重度化予防に取り組むとともに、多職種協働によるネットワークの構築や資源開発等に取り組むことが必要であり、さらなる個別支援の充実につなげていくことが重要である。

地域ケア会議の運営に当たっては、市町村所管課及び地域包括支援センターが役割分担をしながら、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化等について検討し、日常生活圏域ニーズ調査等の結果と照らし合わせながら市町村介護保険事業計画等の行政施策につなげていくことが望ましい。

その際、市町村は地域包括支援センターが抽出した地域課題を定期的に受け付ける窓口を明確化したり、地域課題解決のための検討につなげていくなど、医療と介護の関係者が連携して、地域ケア会議が円滑に実施することができ環境を整えることが重要である。

5 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

5 日常生活圏域及び老人福祉圏域の設定

(一) 日常生活圏域

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、例えば各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

なお、市町村介護保険事業計画に定める日常生活圏域は、市町村計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第五条第一項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。）を作成する場合に当該計画に記載される市町村医療介護総合確保区域（医療介護総合確保法第五条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。以下同じ。）と整合性が図られたものとする。

6

他の計画との関係

市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画と一体のものとして作成され、市町村計画との整合性が確保されたものとし、市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。）、市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）、又は市町村健康増進計画（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。）その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

これに加えて市町村高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第三条第一項に規定する基本指針（高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成二十一年厚生労働省・国土交通省告示第一号）をいう。）の七において、策定が望ましいとされている市町村が定める高齢者の居住の安定の確保に関する計画をいう。

必要がある。

なお、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「介護施設整備法」という。）第四条第一項に規定する市町村整備計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成する場合には、当該計画に記載される日常生活圏域（同条第二項第一号に規定する日常生活圏域をいう。）は、市町村介護保険事業計画に定める日常生活圏域と整合性が取れたものであること。

(二)

老人福祉圏域

都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされており、これを老人福祉圏域（老人福祉法第二十條の九第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。）として取り扱うものとされている。圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏（医療法第三十條の四第二項第十号に規定する区域をいう。以下同じ。）と一致させることが望ましい。このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り、両者を一致させるよう努めること。

6

他の計画との関係

介護保険事業計画は、老人福祉計画と一体のものとして作成され、医療計画（医療法第三十條の四に規定する医療計画をいう。以下同じ。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。）、都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者医療確保法」という。）第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）、健康増進計画（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画及び同条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。）

都道府県住生活基本計画（住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条に規定する都道府県計画をいう。）、高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。）、又は市町村整備計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

以下同じ。)を定めている場合にあっては、当該計画との調和が保たれたものとする。ことが望ましい。

また、市町村介護保険事業計画においては、これら計画との関係について盛り込むことが重要である。

(一) 市町村老人福祉計画との一体性

市町村老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されるものである。

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村老人福祉計画と一体のものとして作成すること。

(二) 市町村計画との整合性

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域において医療・介護のサービスを総合的に確保することが重要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村計画との整合性の確保を図るものとする。

(三) 市町村地域福祉計画との調和

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる市町村地域福祉計画と調和が保たれたものとする。

(四) 市町村障害福祉計画との調和

市町村障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観点から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高齢の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要である。

と。

(一) 老人福祉計画との一体性

老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されるものである。

このため、介護保険事業計画については、老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(二)

地域福祉計画との調和

介護給付等対象サービス及び地域支援事業などの公的なサービスと地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

このため、介護保険事業計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる地域福祉計画と調和が保たれたものとする。

こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、市町村障害福祉計画との調和が保たれたものとするとともに、都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）における高齢者を含む入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標の達成に向けた取組に留意すること。

(五) 市町村健康増進計画との調和

少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等の予防や悪化の防止を図ることは、重要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、高齢者の健康に焦点を当てた取組等住民の健康の増進の推進に関する施策との連携が重要であり、市町村健康増進計画が定められている場合には、当該計画との調和に配慮すること。

(六)

市町村高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ

(三)

医療計画との調和

医療計画については、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）において、居宅等における医療の確保に関する事項を定めるに当たり、療養病床の再編成も踏まえ、介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的に整備するため、療養病床の円滑な転換を含めた地域におけるサービスの整備や退院時の相談・支援等に努めることが求められるとされていること、また、医療計画及びそれに基づく具体的な施策を定めるに当たり、この指針及び都道府県介護保険事業支援計画にも配慮して定めることが求められるとされていることに留意すること。

(四)

都道府県医療費適正化計画との調和

療養病床から介護保険施設等への円滑な転換が図られるようにするため、介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるに当たっては、都道府県医療費適正化計画における療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。）に関する記述や、療養病床を有する医療機関の転換の意向等を勘案して、療養病床から転換する介護保険施設等に係るサービスの量の増加を踏まえたサービスの量の見込みとすること。

(五)

高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービス等と連携して、質の確保された

包括的に推進することが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホームその他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム（以下「高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム」という。）の供給の目標等を定める市町村高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとする事が望ましい。

なお、市町村においても、必要に応じて市町村高齢者居住安定確保計画を策定し、自らの市町村内における高齢者向け住まいの供給目標を定めることが望ましいが、これを策定しない場合であっても、これらの供給目標については、市町村が都道府県との協議により、地域の実情に応じた市町村別の供給目標を、都道府県高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。）に反映することが可能であることに留意することが望ましい。

(七) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。）を踏まえた取組

介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合にあっては、福祉・介護サービスの仕事の魅力ある職業として認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。

(八) 介護雇用管理改善等計画（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。）を踏まえた取組

介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理改善や能力開発をすることが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合にあっては、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管理の改善の促進並びに能力の開発及び向上を図るために講じようとする

高齢者のニーズに応じた住宅等を提供し、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。このため、介護保険事業計画については、公的介護施設等も含めた高齢者の住まいの総量を把握し、高齢者に対する賃貸住宅と老人ホーム、介護等のサービスの組み合わせ等による適切な対応を図る高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとする。

る施策の基本となるべき事項を踏まえるよう努めるものとする。
その他

(一) 計画期間と作成の時期

市町村介護保険事業計画は、概ね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬものとされる保険料の算定の基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、三年を一期として作成する。

第六期市町村介護保険事業計画については、平成二十七度から平成二十九年度までを期間として、平成二十六年度中に作成することが必要である。

(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出すること。

また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められることから、市町村は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報（介護保険制度の基本的理念を含む。）の提供に努めることが重要である。

さらに、市町村介護保険事業計画を通じて構築する地域包括ケアシステムは、地域の住民、介護従事者、介護サービス事業者、民間企業、NPO、地域の諸団体等により支えられるものであることから、様々な経路や手法により地域が目指す方向に対する理解が関係者間で共有できるよう、当該計画の公表方法を工夫しながら、様々な経路や方法によりこれらの関係者による多様かつ積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。

(三) 達成状況の点検及び評価

市町村介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。

この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の市町村介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが重要である。

特に、要支援者に対するサービス提供について、市町村が計画期間中の取組、費用等の結果について検証し、第七期以降の計画につなげていくこと。具体的には、ガイドラインを参考にしながら、関

係者間で議論しつつ、評価し、結果を共有していくことが重要であること。

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

市町村介護保険事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項とする。

1) 日常生活圏域

第二の一の5を踏まえ、日常生活圏域の範囲、各日常生活圏域の状況等を定めること。

2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては、市町村における高齢者人口の動向、介護給付等対象サービスの給付の実績を分析し、かつ、評価するなど第二の一の4に掲げる事項を踏まえた上で、法第百六条第二項第二号に基づく参酌標準（市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表に掲げるものをいう。）を参考として、次の区分により定めること。

なお、要介護者等の数の見込みを定める際には、各年度における高齢者人口の動向、総合事業（総合事業に移行する前の介護予防事業を含む。）及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案して、地域の実情に応じて定める必要がある。

また、サービスの量の見込みを定める際には、地域で作成した認知症ケアパス及び認知症である者を含む精神科病院からの退院者を地域で受け入れることを踏まえたものとするよう留意することが重要である。

(一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

イ 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービスの量の見込み

各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用

二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的記載事項

今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、市町村介護保険事業計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第一に掲げる事項とする。

1)

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときにおける介護給付等対象サービスの給付の実績を分析し、かつ、評価し、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向や療養病床に入院している高齢者の実態等を把握した上で、参酌標準（市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、次の区分により定めることが必要である。

この場合においては、サービスの量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数の見込みを定める際には、参酌標準（市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数の見込みを定める際に参酌すべき標準として別表第三に掲げるものをいう。）を参考として定めることが必要である。

(一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付に係る介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

① 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型サービスの量の見込み

各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用

用定員総数並びに指定地域密着型サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護給付対象サービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた必要利用定員総数及び見込量を定めること。特に、入所申込者が多数存在する指定介護老人福祉施設や地域密着型介護老人福祉施設については、保険者である市町村において、入所申込みを行っている要介護高齢者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により、当該施設以外では生活が困難であり、真に入所が必要と判断される被保険者を適宜の方法で把握し、その状況も踏まえた上で、必要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めること。

なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。

ロ 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み

各年度における指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。以下同じ。）、夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスである夜間対応型訪問介護に限る。以下同じ。）、平成二十八年四月一日から施行する地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスである地域密着型通所介護に限る。以下同じ。）、認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスである認知症対応型通所介護に限る。以下同じ。）、小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護に限る。以下同じ。）及び複合型サービス（指定地域密着型サービスである複合型サービスに限る。以下同じ。）の量の見込みを踏まえることが必要である。

定員総数並びに指定地域密着型サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すことが必要である。

その際、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護給付対象サービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めること。

なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数には、指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。

② 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み

各年度における指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すことが必要である。

その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。以下同じ。）、夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスである夜間対応型訪問介護に限る。以下同じ。）、認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスである認知症対応型通所介護に限る。以下同じ。）、小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護に限る。以下同じ。）及び複合型サービス（指定地域密着型サービスである複合型サービスに限る。以下同じ。）の量の見込みを踏まえることが必要である。

ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対

また、各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県と連携し、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときに、主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、この(一)に掲げるそれぞれの介護給付対象サービスの種類の量の見込みに含めて見込むこと。

(二) 各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類の量の見込み

イ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み

各年度における指定地域密着型介護予防サービスの種類の量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、日常生活圏域ごとに均衡のとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を確保すること。

ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み

指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類の量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際、指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを踏まえ、第六期期間中に、予防給付対象サービスのうち、

象サービスの量の見込み

各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県と連携し、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときに、主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、この号1(一)イの介護給付対象サービスの種類の量の見込みとは別にサービスの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

(二)

各年度における予防給付対象サービスの種類の量の見込み

イ 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み

各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービスの種類の量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、日常生活圏域ごとに均衡のとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を確保すること。

ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み

指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類の量の見込みについては、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときにおける介護給付等対象サービスの給付の実績を分析し、かつ評価し、要支援者の予防給付対象サービスの利用に関する意向等を把握した上で、種類の量の見込みを定

訪問介護及び通所介護に係るものが総合事業に移行することに留意すること。

3| 各年度における地域支援事業の量の見込み

各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

この場合、総合事業については、第六期期間中に予防給付対象サービスのうち、訪問介護及び通所介護に係るものが総合事業に移行することに留意して、次のとおりとすること。

また、介護給付等対象サービスと同様、サービスの量の見込みを定める際には、地域で作成した認知症ケアパスの勘案にも留意することが重要である。

(一) 総合事業の量の見込み

ガイドラインを参考にしながら、既存のサービス類型である介護予防訪問介護等の専門的なサービスから、住民主体の支援まで多様なサービスの量をそれぞれ見込む必要がある。なお、多様なサービスの典型例はガイドラインの中で示されているため、その内容も参考にしつつ、地域の資源等も踏まえ、地域の実情に応じて見込むこと。

また、一般介護予防事業の推進に当たっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。市町村においては、高齢者が年齢や心身の状況等によつて分け隔てられることなく、参加することができる住民運営の通いの場が、人と人とのつながりを通じて、充実していくような地域づくりを推進することが重要である。

(二) 包括的支援事業の事業量の見込み

包括的支援事業の実施に当たっては、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれごとに、事業内容や事業量の見込みを定め

めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。
その際、指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを踏まえること。

2| 各年度における地域支援事業の量の見込み

各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

なお、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業とする。以下この2において「介護予防等事業」という。）については次のとおりとすること。

(一) 介護予防等事業対象者数の見込み

介護予防等事業に係る事業の量の見込みを定めるに当たっては、介護予防等事業の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。この場合においては、別表第三を参考として、地域の実情に応じて定めること。

(二) 二次予防事業の対象者の把握

介護予防等事業の実施に当たっては、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に見出し、早期に対応すること）に係る事業の対象者の生活機能低下

ること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際には、特に、在宅医療・介護連携、認知症総合支援事業、生活支援・介護予防サービスについては、第二の三の1の内容とも密接に関わることから、その内容に留意して考え方を示すことが重要である。

また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように努めることが重要である。

三

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めるよう努める事項は、第二の一（5を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

地域包括ケアシステムの構築のため、今後重点的に取り組むことが必要な次の事項について、地域の実情に応じて計画に位置付け、その事業内容等について定めるよう努めるものとする。

また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として行っていくことが重要である。

（一）在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）に基づく医療機能の分化と併行して、市町村が主体となつて、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要である。市町村は、地域の医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため以下の事業内容に関し具体的な実施時期等を定めることが重要である。

イ 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業

ロ 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者（以下「医療・介護関係者」という。）により構成される会議の開催等を通

を早期に把握し、そのような高齢者を速やかに地域包括支援センタ―に紹介し、介護予防等事業を利用できるように導くことが重要である。

このためには、各市町村においてすべての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握や要介護認定非該当者等の把握、関係機関からの連絡等により、生活機能が低下した高齢者を早期に把握できるよう体制を整備することが望ましい。

二の二 市町村介護保険事業計画の作成に関する任意記載事項

二十一年（平成二十三年）の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他の別表第一の二に掲げる事項とする。

じて、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業

ハ 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業

ニ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業

ホ 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

ヘ 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携のために必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業

ト 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

チ 他の市町村との広域的な連携に資する事業

(二) 認知症施策の推進

市町村は、認知症である者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、以下の取組について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定めることが重要である。

イ 認知症初期集中支援チームの設置

ロ 認知症地域支援推進員の設置

ハ 認知症ケアの向上のための取組

ニ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備

ホ 認知症サポーターの養成及び普及その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組

(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身又は夫婦のみの高齢者世帯等支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、地域の実情にに応じて、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待される。また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。このため、生活支援・介護予防サービスの充実のために以下の取組を進

めるコーディネート機能の充実や、協議体の設置を進めることを定めることが重要であるとともに、ガイドラインを参照しながら、今後充実を図るNPO、民間企業、協同組合、ボランティア等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの内容について具体的に記載することが重要である。

イ 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場を確保するなどの資源開発

ロ 活動主体等のネットワークの構築

ハ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマツチング

これらの取組に当たっては既存事業も活用しつつ、地域支援事業や市町村の一般財源等を適切に組み合わせて実施することが想定されるため、幅広い視点から取組を整理した上で記載することが重要である。

(四) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居室において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重

- 2] 要である。
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

市町村介護保険事業計画においては、介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関すること等、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めるよう努めるものとする。
この場合においては、次の点に留意して介護給付等対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが重要である。

(一) 関係者の意見の反映

市町村は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型サービス等」という。）に係る事務の適切な運営を図るため、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定の拒否並びに指定地域密着型サービス等の当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置する等の措置を講ずるものとする。この場合においては、事務を効率的に処理するため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。

(二) 公募による事業者の指定

市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）について、市町村がその見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、公募により事業者の指定（以下「公募指定」という。）を行うことができ、また、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のために必要があると認めるときは、一定の条件が満たされれば、都道府県に協議を求めることができ、その結果に基づき、都道府県は、訪問介護若しくは通所介護の指定をしないこと又は指定について条件を付

- 1] 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(一) 介護給付対象サービス（介護給付に係る介護給付等対象サービスという。以下同じ。）の種類ごとの見込量の確保のための方策

市町村介護保険事業計画においては、介護給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることが必要である。
この場合においては、介護給付対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

市町村は、指定地域密着型サービスに係る事務の適切な運営を図るため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定の拒否並びに指定地域密着型サービスの当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置するなどの措置を講ずることが必要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。

なお、平成二十四年四月以降、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスについて、市町村がその見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、公募により事業者の指定を行うことができるようになるのである。

また、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のために必要があると認めるときは、一定の条件が満たされれば、市町村と協議をして、都道府県が、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスの指定を行うことができるように

することができ。

(三)

なお、この公募指定や協議は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及と質の向上を図るために設けられたものであり、参入の抑制を目的としたものではないことから、市町村においては、こうした趣旨に則って公募指定や協議を行うことが必要である。

また、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町村は、公募指定を行う際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考基準を設けることが必要である。

報酬の独自設定

市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、指定地域密着型サービス等の介護報酬を独自に設定できる。

市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。

(二)

加えて、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、地域密着型サービスの介護報酬を独自に設定できるところである。

市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。

なお、この公募指定や市町村協議は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及を図るために設けられたものであり、参入の抑制を目的としたものではないことから、市町村においては、こうした趣旨に則って公募指定や協議を行うことが必要である。

また、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町村は、公募指定を行う際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考基準を設けることが必要である。

予防給付対象サービス（予防給付に係る介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の種類ごとの見込量の確保のための方策

市町村介護保険事業計画においては、予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。この場合においては、予防給付対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する方策の工夫を図ること。

市町村は、指定地域密着型介護予防サービスに係る事務の適切な運営を図るため、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指定拒否並びに指定地域密着型介護予防サービスの当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置するなどの措置を講ずること。

この場合においては、事務を効率的に処理するため介護保険事業

3|

各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

(一) 地域支援事業に要する費用の額

各年度における総合事業、包括的支援事業及び任意事業（法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）のそれぞれに要する費用の額を定めるよう努めるものとする。

(二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策

総合事業については、訪問型サービス等の総合事業を行う者の確保に関する事等、訪問型サービス等の総合事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めるよう努めるものとする。

訪問型サービス等の総合事業については、多様な主体による多様なサービスの提供体制を確立することが重要であり、ガイドラインも参考にし、包括的支援事業の生活支援体制整備事業を十分活用しながら、地域において、NPO やボランティア、地縁組織等の活動を支援していくことが重要である。

2|

各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策等

(一) 地域支援事業に要する費用の額

各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額並びに介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業）、包括的支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村にあつては、法第百十五条の四十五第一項第三号から第五号までに掲げる事業）及び任意事業（同条第三項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）のそれぞれに要する費用の額を定めること。

(二) 地域支援事業の見込量の確保のための方策

地域支援事業を行う者の確保に関することなど、事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。この場合においては、地域支援事業を行う意向を有する事業者の把握及び適切な情報提供等に努めること。

(三)|

地域包括支援センターの設置及び適切な運営

市町村は、地域包括支援センターの運営に当たっては、①予防給付対象サービス及び介護予防事業に係るケアマネジメント、②介護給付等対象サービス、それ以外の保健医療サービス及び福祉サービス、その他の各般のサービスに関する高齢者や家族に対する総合的な相談及び支援、③高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見を含む権利擁護のために必要な援助、④支援困難ケースへの対応や介護保険サービス以外の地域の様々な関係機関と連携する体制の整備

計画作成委員会等を活用しても差し支えない。

なお、平成二十四年四月以降、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、地域密着型介護予防サービスの介護報酬を独自に設定できるところである。市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するための方策について工夫していくことが重要である。

(三)

地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

市町村は、各年度において、総合事業（一般介護予防事業に係るものに限り。）の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付及び総合事業の実施による要介護二以上への移行の程度等の達成状況を分析し、かつ、評価することが重要である。

この評価については、ガイドラインを踏まえ取り組むことが重要である。

(四)

総合事業の実施状況の調査、分析及び評価

市町村は、個々の事業評価とともに、総合事業の実施状況について、定期的に調査、分析及び評価をすることが重要である。

具体的にはガイドラインを参考にしながら、関係者間で議論しつつ、評価・検討を行い、次期計画期間への取組に反映することが重要である。

(四) (五)

などの包括的かつ継続的なケアマネジメントの支援の四事業を、地域において一体的かつ包括的に担う中核拠点であるという性格を十分に踏まえる必要がある。このため、地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。また、地域包括支援センターは、地域の介護サービス事業者等、関係団体等で構成される運営協議会の意見を踏まえ、その四事業の適切な実施運営、その公正性及び中立性の確保及び人材の確保が図られるようにすることが必要である。

なお、包括的支援事業の委託に当たっては、その実施方針を市町村が明示することが必要である。

保健福祉事業に関する事項

第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

市町村は、各年度において、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付の実施による要介護二以上への移行の程度等の達成状況を分析し、かつ、評価することが必要である。

この評価については、厚生労働大臣が別に定める介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十六号）（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成二十四年厚生労働省告示第八十六号））を踏まえ取り組むことが重要である。

4| (一)|

介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
介護給付等対象サービス

指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業を行う者が、介護給付等対象サービス（指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下この（一）において同じ。）の事業を行う者又は居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者と連携して、適切な居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成することができるよう、介護給付等対象サービスの事業、居宅における医療を提供する事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、介護給付等対象サービスの事業、居宅における医療を提供する事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるものとする。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

また、利用者の疑問、不満、不安等を解消し、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員派遣等事業について、受入れ事業者数の目標を定めることが望ましい。

3|

介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

指定居宅介護支援の事業を行う者が、指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスの事業を行う者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、指定居宅サービス、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。

なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

4|

予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

指定介護予防支援の事業を行う者が、指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者と連携して、適切な介護予防サービス計画を作成することができるよう、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の予防給付対象サービス及び地域支援事業の円

(二)

総合事業

介護支援専門員や地域包括支援センター等個別のケアマネジメントを行う者が、総合事業の多様なサービスを行う者と連携して、適切なサービスの提供につなげることができるよう、総合事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、総合事業を行う者相互の情報の交換のための体制の整備等の総合事業を行う者相互の確保に関する事業その他の総合事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるものとする。

総合事業の担い手は、市町村、社会福祉法人、NPO、民間企業、ボランティア、協同組合、地域包括支援センター、老人介護支援センター等多様な主体が考えられることから、それぞれの者が有機的に連携しながら各事業の実施体制を構築していくことが重要である。

総合事業の効果的な提供体制を構築していく方策として、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行いながら、それぞれの者の連携体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

(三)

地域包括支援センターの設置及び適切な運営

地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標や地域課題・地域住民に対して果たす役割について定めることが重要である。

なお、運営に関して市町村においては、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、①業務量に応じた適切な人員配置、②地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、③PDCAの充実による効果的な運営の継続、という観点から、複合的に機能強化を図っていくことが重要である。

①については、担当する高齢者人口や相談件数、運営方針等を勘案し、業務量に見合った人員体制を確保すること。

②については、包括的支援事業を委託された者が設置した地域包括支援センター等に対する運営方針について、それぞれの地域包括

滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。なお、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村においては、地域の実情に応じて、多様な人材や社会資源を有効に活用した介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。

支援センターごとに工夫して提示することが効果的であり、行政との役割分担を明確化すること。

また、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援等を担う基幹的役割を果たす地域包括支援センターや、特定分野（認知症等）の機能を強化し、近隣の地域包括支援センターの後方支援を担う機能強化型の地域包括支援センターの位置付け等を行い、効果的・効率的な運営体制を構築すること。

③については、継続的に安定した事業実施につなげるため、地域包括支援センターは自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の向上に努めることが必要であるとともに、市町村においては、運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行うことが重要である。

その他、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐ等の対応を行う体制を整備するとともに、今後、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が重要であることから、これらの事業を効果的に推進するため、当該事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制を構築することが重要である。

5| 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

地域包括ケアシステム構築に向けては、医療、介護サービスの情報に加え、市町村が設置する地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが重要である。厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、積極的に情報発信するよう努め、その取り組みを定めることが重要である。

6| 市町村独自事業に関する事項

(一) 保健福祉事業に関する事項
第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

(二) 市町村特別給付に関する事項
市町村特別給付を行う市町村にあつては、地域の特色に応じて、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ご

5|

市町村特別給付に関する事項

市町村特別給付を行う市町村にあつては、地域の特色に応じて、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めることが望ましい。

との量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めることが望ましい。

7| 介護給付の適正化に関する事項

介護給付の適正化のために行う適正化事業は、実施主体が保険者であり、保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むべきものであり、第三期介護給付適正化計画に関する指針に掲げる要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知といったいわゆる主要五事業あるいはその他介護給付の適正化に資する事業内容を定めることが重要である。

なお、全事業を実施することが直ちに難しい市町村にあつては、費用的な効果が最も見込まれる縦覧点検・医療情報との突合、介護保険制度の要である介護支援専門員を支援するケアプランの点検及び介護給付の適正化を進める上で効果的と考えられる適正化事業の三事業を優先して実施し、それでもなお実施が難しい場合にあっては、都道府県を通じて国保連合会への委託も検討することが重要である。

また、市町村は、都道府県介護給付適正化計画の策定に当たって取組目標等の意見交換を行うとともに、その計画内容を十分踏まえ事業を実施することが重要である。

8| 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制整備並びに市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが重要である。

なお、指定介護療養型医療施設については、引き続き、老人保健施設等への転換を推進しつつ、平成二十九年年度末まで転換期限を延長していることに留意すること。

6| 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

都道府県の策定する介護給付適正化計画の内容を十分に踏まえたものとする。

また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

7| 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが必要である。

この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。

8 介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項

地域包括ケアシステムの実現のため、今後重点的に取り組むことが必要な、①認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、②医療との連携に関する事項、③高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項、④その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項を、地域の実情に応じて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取り組む事項として選択し

第三

一

都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1| 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化

介護保険制度の基本的理念及び広域的な調整を行う役割を踏まえるとともに、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の一及び二の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町村への支援内容が明確にされた都道府県介護保険事業支援計画を作成することが重要である。

- 2| 平成三十七年度の推計及び第六期の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、広域的な観点から地域における地域包括ケアシステムの構築を進めるため、管内市町村に対する様々な支援を行うとともに、市町村が行う推計を踏まえながら地域包括ケアシステムを支える人材の確保、資質の向上等の取組を進めるための中長期的視点に立った都道府県介護保険事業支援計画の策定が重要である。

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとともに、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及を図ることが重要である。

このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じた定めることが重要である。

- (一) 平成三十七年度の介護人材等の推計

都道府県は、市町村が推計した平成三十七年度において必要となるサービスの種類ごとの量の見込み等を勘案し、都道府県全域及び老人福祉圏域（介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。）ごとに必要となる介護給付等対象サービスの状況を明らかにすることが重要である。その上で、平成三十七年度において都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、課題の構造を明らかにした上で、中長

期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

(二) 第六期の目標

都道府県は、(一)で示した平成三十七年度の推計を踏まえ、地域包括ケアシステム構築に向けた段階的な取組方針及びその中で第六期の位置づけを明らかにするとともに、第六期の具体的な施策により目指す目標を定めることが重要である。

その際には、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案することが重要である。

(三) 施設における生活環境の改善

都道府県は、平成三十七年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設の場合にあつては、当該一部の入所定員。以下この(三)において同じ。）の合計数が占める割合については、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準（都道府県介護保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準をいう。三の二の(二)において同じ。）である五十パーセント以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十パーセント以上）とすることを目標として定めるよう努めるものとする。

3 |

都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備

都道府県介護保険事業支援計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映することが必要である。

また、関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、市町村との連携の状況等を都道府県介護保険事業支援計画に示すことが重要である。

(一) 都道府県関係部局相互間の連携

介護保険担当部局は、民生担当部局、保健医療担当部局、労働担当部局、住宅担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教

育担当部局等の関係部局と連携することができると整備するとともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要である。

(二) 都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築のための支援については、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとすることが重要である。

このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の中から都道府県の判断により参加者を選定し、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等を開催することが重要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。

(三) 市町村との連携

市町村との連携
都道府県は、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、市町村と意見を交換することが重要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、老人福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等の老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図るために必要な市町村に対する支援を行うことが望ましい。

なお、小規模な市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることに鑑み、都道府県は、老人福祉圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。

4 | 要介護者等の実態把握

都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者等の数、介護給付等対象サービスを提供するための施設

の定員数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要である。

この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すことが重要である。

また、第五期都道府県介護保険事業支援計画及び都道府県老人福祉計画（老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画をいう。以下同じ。）の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を第六期介護保険事業支援計画の作成に活用することが重要である。

さらに、市町村介護保険事業計画を基礎として、計画期間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要である。

なお、都道府県は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村が日常生活圏域ニーズ調査等や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査（病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。）を行う場合においては、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力することが重要である。

5) 老人福祉圏域の設定

都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされており、これを老人福祉圏域として取り扱うものとされている。

老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏（一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。）と一致させることが望ましい。

このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り、両者を一致させるよう努めること。

なお、都道府県介護保険事業支援計画に定める老人福祉圏域は、都道府県計画（医療介護総合確保法第四条第一項に規定する都道府県計

画をいう。以下同じ。）を作成する場合に当該計画で定める都道府県医療介護総合確保区域（医療介護総合確保法第四条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。）と整合性が取れたものとする。

6 他との計画との関係

都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成され、都道府県計画及び医療計画との整合性が確保されたものとし、都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。）、都道府県障害福祉計画、都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）、都道府県健康増進計画（健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画をいう。）、都道府県住生活基本計画（住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画をいう。）又は都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

また、都道府県介護保険事業支援計画においては、これら計画との関係について盛り込むことが重要である。

（一）都道府県老人福祉計画との一体性

都道府県老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されるものである。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

（二）都道府県計画との整合性

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保す

ることが重要である。

(三) このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県計画との整合性を図るものとする。

医療計画との整合性

医療計画については、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）において、居宅等における医療の確保に関する事項を定めるに当たり、介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的に整備するため、この指針及び都道府県介護保険事業支援計画にも配慮して定めることが求められるとされていることに留意すること。

なお、都道府県が、今後、医療計画の一部として策定する地域医療構想とも整合性をとれたものとする。

(四) 都道府県地域福祉支援計画との調和

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたものとする。

(五) 都道府県障害福祉計画との調和

都道府県障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観点から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高齢の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要である。

こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県障害福祉計画における高齢者を含む入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標等との調和が保たれたものとする。

(六) 都道府県医療費適正化計画との調和

都道府県介護保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるに当たっては、療養病床を有する医療機関の転換の意向等を勘案して、都道府県医療費適正化計画との調和を保ち、療養病床から転換する介護保険施設等に係るサービスの量の増

加を踏まえたサービスの量の見込みとすること。

なお、指定介護療養型医療施設については、引き続き、介護老人保健施設等への転換を推進しつつ、平成二十九年度末まで転換期限を延長しているところであり、医療費適正化基本方針（高齢者医療確保法第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針をいう。以下同じ。）において、都道府県は、転換に関する相談窓口の設置等具体的な支援措置を講ずることが望ましいとされている。

(七) 都道府県健康増進計画との調和

少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等の予防や悪化の防止を図ることは、重要である。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者の健康に焦点を当てた取組等住民の健康の増進の推進に関する施策を定める都道府県健康増進計画との調和に配慮すること。

(八) 都道府県住生活基本計画との調和

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、高齢者が安心して暮らせる住まいと日常生活の支援や介護給付等対象サービス等の一体的な供給が要請されている。

(九) こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項を定める都道府県住生活基本計画と調和が保たれたものとすること。

都道府県高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める都道府県高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとすること。

また、都道府県介護保険事業支援計画と都道府県高齢者居住安定確保計画との調和を図るに当たっては、市町村にも配慮することが望ましい。

なお、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標については、市町村との協議により、地域の実情に応じた市町村別の供給目標を都道府県高齢者居住安定確保計画に反映することが可能であることに留意し、市町村から協議があった場合には、その求めに応

じて、地域のニーズを的確に把握した計画の策定を検討することが望ましい。

(十) 福祉人材確保指針を踏まえた取組

介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当たっては、福祉・介護サービスの仕事に魅力ある職業として認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。

(十一) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組

介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理改善や能力開発をすることが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当たっては、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管理の改善の促進、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を踏まえるよう努めるものとする。

71 その他

(一) 計画期間と作成の時期

都道府県介護保険事業支援計画は、三年を一期として作成する。第六期都道府県介護保険事業支援計画については、平成二十七年（令和二十九年）度までを期間として、平成二十六年（令和二十八年）度から平成二十九年（令和三十一年）度までを期間として、平成二十六年（令和二十八年）度中に作成することが必要である。

(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出すること。

また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められることから、都道府県は、地域住民に対し、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステムの目指す方向や市町村に対する都道府県としての支援内容について、当該計画の公表方法を工夫しながら幅広く地域の関係者の理解を広げ、多様かつ積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。

(三) 達成状況の点検及び評価

都道府県介護保険事業支援計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。

この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが重要である。

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

都道府県介護保険事業支援計画において定めるとされた事項は、次に掲げる事項とする。

1 老人福祉圏域

第三の一の五を踏まえた老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域の状況等を定めること。

この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類の量の見込み

市町村が推計した見込み等を基に各年度における都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」という。）に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）並びに介護給付等対象サービスの種類の量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。

その際、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設（以下「混合型特定施設」という。）に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の必要利用定員総数を定めることができる。

三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、都道府県介護保険事業支援計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの種類の量の見込み

老人福祉圏域ごとに、各年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」という。）に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

また、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設（以下「混合型特定施設」という。）に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の必要利用定員総数を定めることができる。

この場合、多様な経営主体によるサービスの提供体制を確保し、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるような環境を構築する観点から、有料老人ホーム等において提供される特定施設入居者生活介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を的確に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量を見込むようにすること。

さらに、大都市部において、他の老人福祉圏域との間で特別養護老人ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合は、その調整内容を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。

加えて大都市部において、地域コミュニティや自治体間のつながりが強い等特別な事情により、他の都道府県内の要介護被保険者に係る特別養護老人ホームへの入所必要人数を双方の都道府県が把握し、都道府県の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、双方の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。この場合、入居者本人の意思の尊重が大前提であり、重度の要介護状態となった場合に本人の意思にかかわらず家族や地域と切り離されて他の都道府県の施設に入所させられるといったことにはならないよう、計画の実行には十分な配慮をすること。

なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数（混合型特定施設の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利用定員総数を含む。）及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設、混合型特定施設又は介護保険施設（指定介護療養型医療施設を除く。）に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。

また、各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護保険事業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれら的高齢者の介護給付等対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、介

なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、指定介護療養型医療施設が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設又は介護保険施設（指定介護療養型医療施設を除く。）に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。

21 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み

各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護保険事業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれら的高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、1の介護給付

護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに含めて定めること。

3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整

介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等のうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。以下この3において同じ。）の量の見込みについては、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ること。この場合においては、老人福祉圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類の必要利用定員総数並びに介護保険施設の種類の必要入所定員総数については、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類の利用定員並びに介護保険施設の種類の入所定員総数の現状、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護並びに介護保険施設相互間の利用定員及び入所定員総数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮することが重要である。

4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

介護給付等対象サービスの量の見込みにについては、市町村介護保険事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整することが重要である。

対象サービスの種類ごとの量の見込みとは別にサービスの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

なお、医療療養病床が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設又は介護保険施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数及び必要入所定員総数には含めないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含めないものとする。

3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整

介護給付等対象サービス（指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを除く。以下この3において同じ。）の量の見込みについては、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ること。この場合においては、老人福祉圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類の必要利用定員総数並びに介護保険施設の種類の必要入所定員総数については、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類の利用定員並びに介護保険施設の種類の入所定員総数の現状、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護並びに介護保険施設相互間の利用定員及び入所定員総数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮すること。

4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの量の見込みにについては、市町村介護保険事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整すること。

また、医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みにについては、市町村介護保険事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全

三

都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

都道府県介護保険事業支援計画において地域の実情に応じて定めるよう努める事項は、一（五を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

1

地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

地域包括ケアシステムの実現のため、今後、市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等について定めることが重要である。

その際、専門職の派遣や好事例の情報提供等市町村が行う高齢者の自立支援に資する包括的かつ継続的な支援のための地域ケア会議の推進、総合事業を実施する事業者のうち都道府県が指定権限を持つ介護保険サービス事業者に対する指導監督の実施や各種研修等総合事業の推進に関する支援策も併せて定めることが重要である。

また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として行っていくことが重要である。

(一) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療の提供体制の充実に係る都道府県と市町村の連携と役割分担について、医療計画を推進していく中で改めて明確にした上で、在宅医療提供体制の基盤整備を推進することが重要である。

在宅医療・介護連携を推進するために、在宅医療・介護の関係者からなる会議の設置、都道府県として実施する在宅医療・介護連携の推進のための人材育成等の研修会の開催、都道府県医師会との連携及び調整、医療機関と地域の介護関係者及び医療関係者との連携等の広域での調整が必要な事項、小規模市町村が複数の市町村で共同事業を行う際の支援等、在宅医療・介護連携に関する市町村への具体的な支援策を定めることが重要である。

(二) 認知症施策の推進

域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整すること。

三の二 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する任意記載事項

二十一年（平成二十三年）の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、都道府県介護保険事業支援計画において地域の実情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他の別表第四の二に掲げる事項とする。

都道府県は、以下の取組について、認知症施策に関する各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定めることが重要である。

また、第二の三の1の(二)に掲げる市町村の取組も含めた都道府県全体の計画を示し、必要に応じて、市町村への支援策を定めることが重要である。

なお、早期診断を行う医療機関の整備については、精神疾患の医療体制の構築に係る指針に留意することが重要である。

イ 早期診断を行う医療機関の整備

ロ かかりつけ医・病院従事者に対する認知症対応力向上のための研修の実施

ハ 認知症サポーター医の養成

ニ 若年性認知症施策の実施

ホ 認知症ケアに携わる介護人材の育成（認知症介護実践者、認知症介護実践リーダー及び認知症介護指導者）

ヘ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備

ト 認知症サポーターの養成と普及その他都道府県が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

(三) 第二の三の1の(三)に掲げる生活支援・介護予防サービスの充実のため取組を進めるコーディネート機能の充実に関すること等、地域における日常生活支援の充実に関する市町村への支援策を定めることが重要である。

具体的には、市町村と連携し地域の日常生活支援体制の基盤整備を推進する生活支援コーディネーターの養成、市町村・NPO・ボランティア・民間事業者等を対象とした普及啓発のためのシンポジウムや研修会の開催、生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化、好事例の発信等、広域的な視点から市町村の取組を支援することが重要である。

介護予防の推進

(四) 介護予防の推進に当たっては、都道府県の介護部門と衛生部門が連携しながら、広域的な立場から、市町村の介護予防の取組の評価、リハビリテーションに関する専門的な知見を有する者の広域調整、関係機関間の調整、管内市町村の取組に係る情報収集・提供、介護予防の取組や保健事業に従事する者の人材育成等の市町村への支

援策を定めることが重要である。

(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて市町村と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

2|

介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項

今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となつて、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。

したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となつて整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要である。

1|

介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項

今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となつて、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。

したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となつて整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要である。

ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができるものとされていること等に鑑み、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図ることが重要である。

また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることに鑑み、法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとする。ことが重要である。

(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

老人福祉圏域ごとに、第三の一の二の(三)に掲げる参酌標準を参考として、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めるよう努めるものとする。

(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めるよう努めるものとする。

なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の推進についても考慮することが重要である。

3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項

地域包括ケアシステムの構築の推進のためには、介護人材、在宅医

ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員の総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができるものとされていること等に鑑み、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図ること。

また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることに鑑み、介護保険法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとする。

(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

老人福祉圏域ごとに、参酌標準（都道府県介護保険事業支援計画において地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設における生活環境の改善に係る参酌すべき標準として別表第五に掲げるものをいう。）を参考として、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めること。

(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めること。

なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の推進についても考慮するものとする。

2| 介護サービス情報の公表に関する事項

介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。

3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業

療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サービスの担い手又は生活支援コーディネーター等の多様な人材の確保を支援する方策を定めるよう努めるものとする。特に介護人材の量的な確保については、第三の二の二の一において推計された介護人材の需給の状況を踏まえ、福祉人材確保指針による取組を参考としつつ、新規参入の促進や潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着の促進等のための方策を、以下の点に留意して定めることが重要である。

① 具体的な目標（可能な限り定量的な目標値、時期）を掲げること。

② 都道府県が中心となつて地域内の関係団体や関係機関等と連携し、人材確保のための協議会を設置するなどし、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること。

③ 都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確保センター（ナースセンター）事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。

さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要である。

また、介護支援専門員については、その資質向上に向け、介護支援専門員に対する研修が適切に行われるような実施体制を組むとともに、介護支援専門員が当該研修を円滑に受講することができるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ることが重要である。

在宅医療・介護連携の推進において、これまで市町村は在宅医療の提供体制等への関与が少なかったことから、市町村の人材育成の支援が重要である。医療と介護の連携体制の構築を進めるために、各市町村で中心的役割を担うリーダーや医療と介護に精通した連携のコーディネーターとなる人材育成等について記載することが重要である。

訪問看護職員については訪問看護推進協議会を設置し、都道府県が主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むことが望ましい。

また、訪問看護事業所の看護師が最新又は高度な医療処置・看護ケ

に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項（介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の見込数を含む。）を定めることが必要である。この場合においては、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確保センター（ナースセンター）事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むことが望ましい。

その際、介護支援専門員については、介護支援専門員証の有効期間の更新時の研修が義務化されたことを踏まえ、当該研修を円滑に受講することができるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ること。

介護職員については、介護職員基礎研修の創設など、養成研修が充実されていくこと、及び、認知症高齢者に対するケアやターミナルケアなどの専門性を高めるための研修やチームリーダーとなる者に対する研修などを実施していく必要があることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ること。

さらに、これらの研修について、現任者が働きながら受講しやすいものとする。

また、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについては、個別性の高いケアが求められ、より専門性が必要となるため、市町村と十分に連携しながら、サービス従事者の質の確保を図っていくこと。

なお、都道府県は、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上のため、登録研修機関の確保等の必要な施策に取り組むこと。

アに関する知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点や退院支援、地域連携に関する知識といった専門性を高めるための研修等の実施が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ることが重要である。

4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等に鑑み、介護保険施設の入退所（介護保険施設相互間の転所を含む。）を円滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報の提供を住民に提供するための体制整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるものとする。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

また、市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。

さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、そのような者が要介護状態等となっても可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の重要性に留意し、都道府県においても、市町村や居宅介護支援事業者、医療機関等に対する周知啓発等、市町村において地域密着型サービスの体制の整備が行われるよう、必要な支援に関する

4 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等に鑑み、介護保険施設の入退所（介護保険施設相互間の転所を含む。）を円滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。

なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

5 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

予防給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

また、市町村における予防給付対象サービス及び地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むこと。

事項を盛り込むことが重要である。

5 介護サービス情報の公表に関する事項

介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第六期においては、介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが必要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発信できるよう都道府県の積極的な取組が重要である。

また、通所介護の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスについて、サービスの質の担保の観点から、情報公表システムでの公表を推進することが重要である。

さらに、市町村が新たに公表することとなった、地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報の公表に当たっては、地域の実情に応じて市町村と連携を図りながら必要な支援を行うことが望ましい。

6 介護給付の適正化に関する事項

都道府県は、第三期介護給付適正化計画に関する指針や市町村の取組目標等を参考に都道府県介護給付適正化計画を策定し、都道府県介護保険事業支援計画において介護給付適正化計画を定める旨を記載することが重要である。また、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づき対策を講じるとともに、都道府県が中心となって国保連合会と連携し、市町村に対する支援を行うことが重要である。

なお、縦覧点検・医療情報との突合に係る国保連合会への委託については、都道府県内の過誤調整の処理基準が統一されることで、より正確な効果が得られることから、都道府県内の全市町村が国保連合会に委託するよう働きかけることを検討することが重要である。

7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制整備並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが重要である。

なお、指定介護療養型医療施設については、引き続き、老人保健施設

6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容も十分に踏まえることが必要である。

また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府県にあっては、その事業内容等について定めることが望ましい。

7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。

この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への

設等への転換を推進しつつ、平成二十九年度末まで転換期限を延長しているところであり、医療費適正化基本方針において、都道府県は、転換に関する相談窓口の設置等具体的な支援措置を講ずることが望ましいとされていることに留意すること。

交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。

8| 財政安定化基金の取崩しに関する事項

介護保険法附則第十条において、財政安定化基金を取り崩すことができることとしたところである。具体的にどの程度の額を取り崩すかは都道府県を中心に地域で判断することとなるが、都道府県は、財政安定化基金を取り崩したときは、取り崩した額（市町村への交付分及び国への納付分を除く。）を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるとともに、当該事業の内容等に関する事項を定めること。

四| その他

1| 介護保険事業計画の作成の時期

市町村介護保険事業計画については、平成二十四年度からの第五期における介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、平成二十三年度中に作成することが必要である。

その際、被保険者としての地域住民に対する介護保険事業の趣旨の普及啓発に資するよう、まず、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込みを中間的に取りまとめることが望ましい。

2| 介護保険事業計画の期間

保険料率が概ね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬものとされているため、その算定の基礎となる介護保険事業計画についても、三年を一期として作成することとする。

なお、第六期介護保険事業計画については、平成二十六年度中に平成二十七年から平成二十九年度までを期間として作成することとなる。

3| 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施すること。

この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、療養病床再編成の進捗状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ること。

第四 指針の見直し

この指針は、平成二十七年からの第六期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。
この指針については、法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

事項	内容
別表第一	4 介護保険事業計画の公表 市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。 また、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表すること。 第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項 一 介護保険事業の趣旨の普及啓発 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められる。このため、市町村及び都道府県は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報（介護保険制度の理念等を含む。）の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ること。 二 この指針の見直し この指針は、平成二十四年度からの第五期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。 このため、この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。 第四 東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定について 東日本大震災により甚大な被害を受けた地方自治体（以下「被災自治体」という。）においては、高齢者等の実態把握のための十分な体制を整えること、介護保険事業計画の策定に向けた準備作業が困難な場合があるため、第五期介護保険事業計画の策定については、この指針にかかわらず、被災自治体の実情に応じた弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

一 日常生活圏域の設定	二 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
日常生活圏域の設定の趣旨及び内容、各日常生活圏域の状況等を定めること。	① 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み 参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれが必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。 なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数には、指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合の当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。 ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み 各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分の量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。 なお、医療療養病床が認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う施設等に転換する場合における当該転換に伴うこれらの事業の利用定員

二 平成二十六年 度目標	一 市町村介護保険事業計画の基本理念等	事 項	三 各年度における地域支援事業の量の見込み
市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、	市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的等を定めること。	内 容	の増加分については、これらの事業の必要利用定員総数には含まないものとする。 ② 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み 各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型介護予防サービスの見込量を確保する必要があること。 ① 地域支援事業の量の見込み 各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。 ② 介護予防等事業対象者数の見込み 介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業）の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

別表第一の二

値の設定	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護二以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるこれらのサービスの利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうちの要介護四及び要介護五の認定者数の合計数が占める割合を、七十%以上とすることを目標として設定すること。
三 市町村介護保険事業計画の作成のための体制	市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の関係部局相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況等を定めること。この場合において、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ市町村にあつては、その趣旨等を盛り込むこと。
四 要介護者等の実態の把握	当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境等、要介護者等の実態の的確な把握に努めるとともに、都道府県と連携し、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の転換の予定等を把握すること。また、要介護者等の実態等に関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方法等を定めること。この場合において、複数の市町村による要介護者等の実態等に関する調査の共同実施に取り組んだ市町村にあつては、その趣旨等を盛り込むこと。
五 被保険者の現状	市町村介護保険事業計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定めること。

	こと。
六 介護給付等対象サービスの現状	市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を定めること。この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。
七 各年度における被保険者の状況の見込み	各年度における人口の構造、被保険者の数、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業）及び予防給付の実施状況を勘案した要介護者等の数等の見込みを定めること。この場合においては、その算定に当たつての考え方を示すとともに、医療療養病床からの転換による影響を勘案すること。
八 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	① 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 介護給付対象サービスの事業を行う者の確保に関する事など、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。 ② 予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関する事など、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。
九 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業	① 地域支援事業に要する費用の額 各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額、介護予防事業（介護予防・日常生活

業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等	支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業（包括的支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、第百十五条の四十五第一項第三号、第四号及び第五号に掲げる事業）及び任意事業それぞれに要する費用の額を定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。 ② 地域支援事業の見込量の確保のための方策 地域支援事業を行う者の確保に関することなど、事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。 ③ 保健福祉事業に関する事項 保健福祉事業を行う市町村にあっては、その事業内容等について定めること。 ④ 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 各年度において、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業）及び予防給付の実施による介護予防の達成状況を点検及び評価するに当たっては、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十六号）（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業に関する指針（今後作成））の内容を踏まえること。
十 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項	指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の

十一 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。 なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。
十二 市町村特別給付に関する事項	指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。 なお、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村においては、地域の実情に応じて、多様な人材や社会資源を有効に活用した介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。
十三 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	市町村特別給付を行う市町村にあつては、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めること。 都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容を十分に踏まえること。 また、介護給付等に要する費用の適正化のため

					の事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。
十四	病床転換の円滑な転換を図るための事業に関する事項	療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが必要である。			
十五	市町村介護保険事業計画の作成の時期	この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すことが必要である。			
十六	市町村介護保険事業計画の期間	市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。			
十七	市町村介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価	市町村介護保険事業計画の期間を定めること。			
十八	その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項	各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。			
十九	介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項	介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項を定めること。 なお、保険料率を算定する基礎となる介護保険事業に係る費用の見込みを盛り込むこと。			
		地域包括ケアシステムの実現のため、今後重点的に取り組むことが必要な、①認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、②医療との連携に関する事項、③高齢			

別表 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護又は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び指定地域密着型サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。 なお、通所介護については、利用定員が厚生労働省令で定める数未満の場合は、平成二十八年四月一日から施行する地域密着型通所介護に移行することに留意し、量の見込みを定めること。	二 居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護支援 居宅療養管理指導 居宅要介護者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。	福祉用具貸与 居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者
者の居住に係る施策との連携に関する事項、④その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項を、地域の実情にに応じて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取り組む事項として選択して計画に位置づけ、その事業内容等について定めること。	別表第二 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護又は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び指定地域密着型サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。	二 居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護支援 居宅療養管理指導 居宅要介護者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。	福祉用具貸与 居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者

	特定福祉用具販売	居宅介護支援	三 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	地域密着型通所介護
の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。	居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。	居宅要介護者が原則として利用することを前提として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見込みを定めること。	三 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス	現に利用している者の数に加え、訪問介護等の他のサービスを利用している者等であつて、今後、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者等となることによつて、地域において毎日複数回のサービス提供による日常生活全般の支援が必要になると見込まれる者の増加等を踏まえ、そのような者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域の実情を勘案した上で、量の見込みを定めること。 なお、単に利用者の表面的な意向を確認するだけではなく、上記を踏まえ、利用者の潜在的ニーズも把握して量の見込みを定めること。	平成二十八年四月一日から施行する地域密着型通所介護は、利用定員が厚生労働省令で定める数未満の通所介護事業所を現に利用している者の数、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向等その地域の実情を勘案して、量の見込みを
の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。	居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。	居宅介護支援	三 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス	夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。	(新設)

認知症対応型通所介護 定めること。 認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者であつて認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向等の地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。	認知症対応型通所介護 認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者であつて認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などの地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。
四 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 現に利用している者の数及び利用に関する意向並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、介護療養型医療施設の事業を行う者の介護保険施設等（指定介護療養型医療施設を除く。）への転換予定などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。 また、介護療養型医療施設については、現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに介護療養施設サービスの事業を行う者の介護保険施設等（指定介護療養型医療施設を除く。）への転換予定等を勘案した上で、第六期介護保険事業計画期間において、その利用者の数が段階的に減少するように量の見込みを定めること。	四 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。 現に利用している者の数及び利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。 ただし、介護療養施設サービスについては、平成二十三年に制度見直しが行われ、平成二十三年度末までの廃止期限が平成二十九年年度末まで延長された。 なお、廃止方針を維持し、新たな指定は行わないこととされたことから、現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに介護療養施設サービスの事業を行う者の介護保険施設等（指定介護療養型医療施設を除く。）への転換予定等を勘案した上で、第五期介護保険事業計画期間において、その利用者の数が段階的に減少するように量の見込みを定めること。
五 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予	五 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予

介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護 現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。 なお、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、第六期間中に総合事業に移行することに留意し、量の見込みを定めること。
介護予防居宅療養管理指導 介護予防防福祉用具貸与	六 介護予防居宅療養管理指導、介護予防防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援 居宅要支援者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
特定介護予防防福祉用具販売	居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護 現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防居宅療養管理指導 介護予防防福祉用具貸与	六 介護予防居宅療養管理指導、介護予防防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援 居宅要支援者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
特定介護予防防福祉用具販売	居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。

介護予防支援 居宅要支援者及び生活支援・介護予防サービス対象者の数と、現に利用している者の数を勘案して、量の見込みを定めること。 なお、第六期期間中に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に移行することを留意し、量の見込みを定めること。	介護予防支援 居宅要支援者が原則として利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の数を勘案して、量の見込みを定めること。
七 介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向等その地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。	七 介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者の数及び地域の利用に関する意向等その地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。	介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者の数及び地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。
八 介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護は、現に利用している者の数、要支援者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向等その地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。	八 介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護は、現に利用している者の数、要支援者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。
介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用している者の数、要支援者の数及びその地域の利用に関する意向等その地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。	介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用している者の数、要支援者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。

九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス利用者の重度者への重点化	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 平成二十六年において地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護二以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるこれらのサービスの利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうちの要介護四及び五の認定者数の合計数が占める割合を、七十%以上とすることを目標としたうえで、第五期介護保険事業計画期間（平成二十四年度～二十六年度）においては、直近の現状から平成二十六年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。
十 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービス 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービス 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスについては、第五期介護保険事業計画期間（平成二十四年度～二十六年度）において介護保険施設等への転換が必要となる数値を標準とした上で、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を勘案して、量の見込みを定めること。	別表第三

介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数及び介護予防等事業の対象者数の見込みを定める際に参酌すべき標準		各年度において、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業とする。以下この別表第三で「介護予防等事業」という。）及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案して、要介護者等の数及び介護予防等事業の対象者数の見込みを定めること。	
別表第四			
事	項	内	容
一 老人福祉圏域の設定		老人福祉圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。	
二 介護給付等対象サービスの量の見込み		市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においてはその算定に当たつての考え方を示すこと。 また、各年度の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定める場合においては、その算定に当たつての考え方を示すこと。 なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療療養病床又は指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転	

換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。 さらに、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に含めないものとする。		別表第四の二	
事 項	内 容	一 都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等	二 平成二十六年目標値の設定
	都道府県介護保険事業支援計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等を定めること。	都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の増加分を除き、平成二十六年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、五十%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十%以上）とすることを目標として設定すること。	都道府県介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯
三 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制			

四 被保険者の現状	被保険者の意見の反映のための措置の内容、市町村との連携の状況等を定めること。
五 各年度における被保険者の状況の見込み	市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。
六 介護給付等対象サービスの現状	市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスの提供するための施設の定員の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。
七 介護給付等対象サービスの提供するための施設の設置における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項、ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項及び推進のための方策に関する事項を定めること。この場合においては、ユニット型施設への改修を含めた広域的な施設の整備に係る都道府県の方針を老人福祉圏域ごとに示すこと。
八 介護サービス情報の公表に関する事項	事業者が提供する介護サービスに係る介護サービス情報の公表に関する実施体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定

	めること。
九 介護給付等対象サービス、及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項	介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス、及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項（介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の見込数を含む。）を定めること。 なお、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上に関する事項についても、地域の実情に応じて定めること。
十 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項	介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。 なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。
十一 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	予防給付対象サービス及び地域支援事業の適切な利用の促進のための情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。
十二 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府県にあっては、その事業内容等について定めること。
十三 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を

	行うことができる体制の整備に関する事項並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。 この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。
十四 財政安定化基金の取崩しに関する事項	基金の取崩した額を充てて実施する介護保険に関する事業について定めること。
十五 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期	都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。
十六 都道府県介護保険事業支援計画の期間	都道府県介護保険事業支援計画の期間を定めること。
十七 都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。
十八 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項	介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項を定めること。

別表第五

施設における生活環境の改善に係る参酌すべき

平成二十六年の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユ

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則 (厚生労働省三)
- 特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める省令 (同三六)
- (告 示)
- 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針(文部科学・環境一)
- 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (厚生労働六七)
- 労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件 (同六八)
- 事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針 (同六九)
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件 (同七〇)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (中部地方整備局三七)

三五

○道路に関する件
近畿地方整備局三四、三七
○道路に関する件
(九州地方整備局五一、五二)

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示(九州地方整備局)

労働

あつせん員候補者に関する公示
(中央労働委員会)

公 告

諸事項

裁判所

破産、免責関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第三十五号

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法律第三十七号)第二条第三項第一号、第四条第一項、第六条第一項、第十三条第一項及び第十四条の規定に基づき、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。
平成二十七年三月十八日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則

(法第二条第三項第一号の厚生労働省令で定める額)

第一条 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第三項第一号の厚生労働省令で定める額は、千七十五万円とする。

(第一種計画に係る認定の申請)

第二条 法第四条第一項の規定により第一種計画(同項に規定する第一種計画をいう。次条第一項において同じ。)に係る認定を受けようとする事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、就業規則その他の書類であつて、法第四条第一項に規定する第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することを明らかにするものを添付しなければならない。

(第二種計画の変更に係る認定の申請)

第三条 法第五条第二項の規定により第二種計画の変更に係る認定を受けようとする同項に規定する第一種認定事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請書及びその写しについて準用する。

(第二種計画に係る認定の申請)

第四条 法第六条第一項の規定により第二種計画(同項に規定する第二種計画をいう。次条第一項において同じ。)に係る認定を受けようとする事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 就業規則その他の書類であつて、法第六条第一項に規定する第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することを明らかにするもの

二 就業規則その他の書類であつて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第九条第一項に規定する高年齢者雇用確保措置を現に講じていることを明らかにするもの

(第二種計画の変更に係る認定の申請)

第五条 法第七条第一項の規定により第二種計画の変更に係る認定を受けようとする同項に規定する第二種認定事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請書及びその写しについて準用する。

(権限の委任)

第六条 法第十三条第一項の規定により、法第四条第三項(法第五条第三項において準用する場合を含む。)、第五条第二項、第六条第三項(法第七条第三項において準用する場合を含む。)、第七条第二項、第十条及び第十一条の規定による厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。

1 合理的な理由のない雇止め回避

計画対象第一種特定有期雇用労働者については、特定有期業務の期間中の雇用の安定に配慮し、合理的な理由のない雇止めを回避することが望ましいこと。なお、計画対象第一種特定有期雇用労働者及び計画対象第二種特定有期雇用労働者については、有期労働契約を締結した労働者であり、いわゆる雇止め法理を規定する労働契約法第19条の適用対象となるものであること。

ウ、産前産後休業又は育児休業の取得促進のための環境整備

労働基準法第65条第1項若しくは第2項の規定による産前産後の休業又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業について、計画対象第一種特定有期雇用労働者による取得を促進するために必要環境の整備に努めるべきこと。

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用に係る措置

(1) 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用に係る措置

事業主は、高年齢者雇用安定法第9条第1項各号に掲げる高年齢者雇用確保措置のいずれかを講じるとともに、計画対象第二種特定有期雇用労働者に対し、次に掲げる計画対象第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用に係る措置のうち、事業主が置かれていいる実情は照らして適切なものを行うことが必要である。

ア 高年齢者雇用安定法第11条の規定による高年齢者雇用推進者の選任

イ 計画対象第二種特定有期雇用労働者に対する配置、職務、職場環境等に関する配慮

(2) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

高年齢者の有する知識、経験等を活用できるようにするための効果的な職業訓練として、業務の遂行の過程外における教育訓練の実施又は教育訓練の受講機会の確保

(3) 作業施設・方法の改善

身体的機能や体力等が低下した高年齢者の職業能力の発揮を可能とするための作業補助具の導入を含めた機械設備の改善、作業の平易化等作業方法の改善、照明その他の作業環境の改善及び福利厚生施設の導入・改善

(4) 健康管理、安全衛生の配慮

身体的機能や体力等の低下を踏まえた職場の安全性の確保、事故防止への配慮及び健康状態を踏まえた適正な配置

(5) 職域の拡大

身体的機能の低下等の影響が少なく、高年齢者の能力、知識、経験等が十分に活用できる職域を拡大するための企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した業務の再設計等の実施

(6) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進

高年齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進のための職業能力を評価する仕組みや資格制度、専門職制度等の整備

(7) 賃金体系の見直し

高年齢者の機会を確保するための能力、職務等の要求を重視する賃金制度の整備

(8) 勤務時間制度の弾力化

高齢期における就業希望の多様化や体力の個人差に対応するための短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制、ワークシェアリング等を活用した勤務時間制度の弾力化

(9) 第二種特定有期雇用労働者の雇用に係る措置

事業主は、計画対象第二種特定有期雇用労働者の雇用に係る措置に際し、事業主が従来雇用制度を導入し、定年後に有期労働契約によって引き続き雇用する際は、原則6歳までは契約更新がされるものであるとの高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、適切な措置を行うことが望ましい。

3 その他の雇管理に関する留意事項

(1) 個別労働関係紛争の未然防止

法に基づき労働契約法の特例の適用に当たっては、個別労働関係紛争を未然に防止するため、特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める省令（平成27年厚生労働省令第36号）の規定に基づき、事業主は、労働契約の締結・更新時に、①計画対象第一種特定有期雇用労働者に対しては、特定有期業務の期間（最長10年）、計画対象第二種特定有期雇用労働者に対しては、定年換引き後採用されている期間、無期転換申込権は発生しないことを書面で明示するとともに、②計画対象第一種特定有期雇用労働者に対しては、特例の対象となる業務の具体的な範囲も書面で明示することが必要である。また、その際は、モデル労働条件通知書の活用を図ることが望ましい。

また、法の第一種計画（法第4条第1項に規定する第一種計画をいう。以下同じ。）又は第二種計画（法第6条第1項に規定する第二種計画をいう。②において同じ。）が設定されたことにより有期労働契約の期間中に無期転換申込権発生までの期間が変更となる場合や、第一種計画に記載された特定有期業務の完了の日が変更となることにより無期転換申込権発生までの期間が変更となる場合には、速やかに特例の対象となる労働者にその旨を明示することが適当である。

(2) 関係労働者の理解と協力

事業主が特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用に係る措置を行うに当たっては、関係労働者の理解と協力が重要であり、当該雇管理の内容について関係労働者に対し意見聴取を行う、周知する等、関係労働者の理解と協力を得よう努めることが求められる。なお、第一種計画又は第二種計画の規定に際し、実施する雇管理に関する措置の内容に就いて就業規則の変更を行う場合は、就業規則の作成及び届出に関する事項を規定する労働基準法第88条並びに就業規則の作成の手續に関する事項を規定する同法第90条並びに就業規則による労働契約の内容の変更に関する事項を規定する労働契約法第9条及び第10条の規定に留意することが必要である。

〇厚生労働省第三十七号

介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第百六条第一項の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第百十四号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十七年三月十八日

厚生労働大臣 垣 根 久

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針

二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。

介護保険制度が施行された二十二年（平成十二年）当時、約九百万人だった後期高齢者（七十五歳以上の高齢者）のうち、以下同じ）は、現在約千四百万人となっており、さらに、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる二十五年（平成三十七年）には、二千万人を突破することが見込まれており、特に都市部を中心に後期高齢者数が急増することにより、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症である者が増加することも見込まれる。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とすることが、限られた社会資源を効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことが重要である。

このため、二十一年（平成二十三年）には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設等の介護保険制度の見直しが行われ、二十四年（平成二十六年）には、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百二十二号）に基づき措置として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）以下「医療介護総合確保推進法」という）により、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他の関係法律の改正による効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則介護三以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたところである。

この指針は、これらの介護保険制度改革を踏まえ、二十五年（平成二十七年）における目標を示した上で、第六期（平成二十七年年度から平成二十九年年度まで）の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

なお、東日本大震災によって、家庭や地域等のコミュニティにおける人々の絆やつながりの重要性を再確認したところであり、今後の介護保険の在り方を考えるに当たっても、自助を支える「共助」を軸とした「安心して暮らせる地域社会」に資するような仕組みを目指していくことが重要である。

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

市町村（特別区を含む。以下同じ）及び都道府県は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号、以下「法」という）の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等をいう。第三の三の四）及び第三の三の三を除き、以下同じ）を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制以下「地域包括ケアシステム」という）の構築に努めることが重要である。

なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを確保する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。

1 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要である。

そのために、認知症である者や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、これらの者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要である。

その際、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症である者の増加等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス等の普及に留意することが重要である。

さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅での生活に近いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重すること。

2 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

地域包括ケアシステムの構築に必要となる在宅医療の提供体制は在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要であることから、国又は都道府県の支援のもと、市町村が主体となって地域の医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進することが重要である。

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、市町村は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という）を推進するための体制の整備を図ることが重要である。

そのために、医師、歯科医師、薬剤師、看護師又はリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士等の医療関係職種と介護福祉士、介護支援専門員等の介護関係職種の連携が重要であり、市町村が主体となつて、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携の推進を図ることが重要である。

3 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであり、その推進に当たっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけでなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活環境を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実施するため、地域におけるリハビリテーションに関する専門的な知見を有する者を活用し、高齢者の自立支援に資する取組を推進すること、要介護状態等になつても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要である。

4 日常生活を支援する体制の整備

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症である者の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要となる高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、市町村が中心となつて、生活支援コーディネーター（地域支援含み推進員）の活用等を通じて、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ることが重要である。

また、予防給付のうち訪問介護と通所介護については、平成三十三年三月末までに、地域支援事業に段階的に移行することとしているが、これにより市町村を中心とした地域づくりをこれまで以上に推進し、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を通じて、要支援者等の多様な生活支援や社会参加のニーズに応えていくことを目指すものであることから、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）のガイドラインとして法第百五十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生労働大臣が定める指針等（以下「ガイドライン」という）や好事例の提供等を参考に、市町村においては、地域支援事業の活用はもろろんのこと、市町村が行う一般施策等も併せて積極的に取り組むことが重要である。

5 地域におけるそれぞれの生活のニーズにあつた住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ）やサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居

なお、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、サービス提供者と利用者が、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性ではなく、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要である。

都道府県は、第三期介護給付適正化計画に関する指針を踏まえ市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、都道府県介護給付適正化計画を策定するとともに、必要に応じて市町村に対し、実施上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付適正化事業の一層の推進に取り組むことが重要である。

また、市町村は、都道府県介護給付適正化計画の検討過程において、市町村ごとの地域の実情やこれまでの適正化の取組の実施把握を踏まえた実施方針、目標等についての意見を積極的に伝えるとともに、こうした意見を踏まえて策定された都道府県介護給付適正化計画に基づき、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の適正化システム等を活用しながら、介護給付適正化事業のより一層の推進に取り組むことが重要である。

八 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

介護保険事業の運営主体である市町村は、住民に最も身近な基盤的な地方公共団体として、保健医療サービス及び福祉サービスの水準の向上を図る責務を有するが、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に即して、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービス等の充実等地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービス等の共同利用等の広域的取組を推進すること、この場合においては、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意することが重要である。

また、都道府県は、地域の実情に即した介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重しながら、市町村への在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、地域ケア会議の実施等地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の支援、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握、地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況の把握、療養病床（医療法第七條第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する医療機関に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査の実施、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を支援することが重要である。

さらに、介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サービスを提供する事業者について、利用者から良質な事業者が選択されるようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必要であることから、事業者の指導監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分に連携して、対応していくことが重要である。

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化

介護保険制度の基本的理念を踏まえ、各々の市町村における地域的条件や地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の一及び二の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの特徴を明確にした市町村介護保険事業計画を作成することが重要である。

2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に即して自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備するとともに、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら平成三十七年度の介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするための中長期的な視点に立つた市町村介護保険事業計画の策定が重要である。

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとともにこれらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような住まいの普及を図ることが重要である。

このような観点から踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じて市町村介護保険事業計画を定めることが重要である。

(一) 平成三十七年度の推計

市町村は、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計を行い、示すよう努めるものとする。

(二) 第六期の目標

市町村は、(一)の推計を踏まえて第六期の保険料を定め、地域包括ケアシステムの構築に向けた第六期以降の各計画期間を通じて段階的な充実の方針及びその中で第六期の位置づけを明らかにするとともに、第六期の具体的な施策により目指す目標を定めることが重要である。

その際には、その地域の特色を具体的に反映した目標とすることが重要である。

市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映することが必要である。

また、関係部局・課相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況等を市町村介護保険事業計画に示すことが重要である。

なお、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ場合は、その趣旨等を盛り込むことが重要である。

(一) 市町村関係部局相互間の連携

計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて極めて重要な過程であり、庁内一丸となつて取り組むよう努めることが望ましい。具体的には、介護保険担当部局・課は、民生担当部局、保健医療担当部局、労働担当部局、住宅担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局等の関係部局と連携することができ、体制を整備するとともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要である。

必要に応じて、例えば、地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内全体のプロジェクトチームを設置し、その中で計画の策定に向けた議論を行うこと等も考えられる。

(二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとすることが重要である。

このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者（第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。以下同じ。）、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の中から市町村の判断により参加者を選定し、市町村介護保険事業計画作成委員会等を開催すること、この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、市町村介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。

(三) 被保険者の意見の反映

市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービスの量の水準が保険料率の水準にも影響を与えることに鑑み、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

このため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たっては、公募その他の適切な方法による被保険者代表者の参加に配慮すること。

また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催等の工夫を図ることが重要である。

四 都道府県との連携

市町村介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが重要である。

具体的には、都道府県は市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項についての必要な助言、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、都道府県と意見を交換することが重要である。

4 要介護者等地域の把握

市町村は、要介護者等の把握を踏まえ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

この場合、市町村は、次の取組や保険給付の現状に係る他市町村との比較等により、地域の実情の把握に努めることが重要である。

(一) 被保険者の現状と見込み

市町村は、自ら有する人口推計や各種人口統計等を活用し、市町村介護保険事業計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者数、要支援者数及び認知症高齢者数等を定めるとともに、現状の人口構造等を踏まえ、計画期間中の各年度及び将来的な被保険者数、総合事業（総合事業に移行する前の介護予防等事業を含む）及び予防給付の実施状況を勘案した要介護者等の数等の見込みを定めるよう努めるものとする。

この場合においては、その算定の考え方を示すことが重要であるとともに、医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という）からの転換による影響も勘案することが必要である。

また、生活機能の低下した高齢者の状況、地域の医療サービスや高齢者の持家の状況等も把握・分析し、計画書の適切な箇所を示すことが望ましい。

(二) 保険給付の実績把握と分析

市町村は、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を適切に定めるため、要介護者等の人数や保険給付の実績について、介護保険事業状況報告、介護政策評価支援システム、地域包括ケア見える化システムをはじめとする各種調査報告や分析システムを活用することにより、保険給付の動向やその特徴の把握に努めるものとする。

なお、認知症ケアパスを作成し市町村介護保険事業計画に反映することが求められることから、その作成過程において、認知症である者のサービス等の利用状況や国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち認知症を主たる理由として入院している者の把握と分析を行うことが望ましい。

この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すことが重要である。

また、第五期市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画（老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画をいう。以下同じ。）の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、その結果を第六期市町村介護保険事業計画の作成に活用することが重要である。

(三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査（以下「日常生活圏域二一調査等」という。）の実施に努めるものとする。

この場合、調査の時期、方法等を示すとともに、広域連合等における複数の市町村による共同実施については、その取組等を盛り込むよう努めるものとする。

さらに、当該調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。

四 地域ケア会議の活用

市町村は、地域ケア会議の活用により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図ることが重要である。

具体的には、地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通じて、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることにより自立支援に資するケアマネジメント支援を行うこと。また、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や重症化予防に取り組むとともに、多職種協働によるネットワークの構築や資源開発等に取り組むことが必要であり、さらなる個別支援の充実につなげていくことが重要である。

地域ケア会議の運営に当たっては、市町村所管課及び地域包括支援センターが役割分担をしながら、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化等について検討し、日常生活圏域二一調査等の結果と照らし合わせながら市町村介護保険事業計画等の行政施策につなげていくことが望ましい。

その際、市町村は地域包括支援センターが抽出した地域課題を定期的に受け付ける窓口を明確化したり、地域課題解決のための検討につなげていくなど、医療と介護の関係者が連携して、地域ケア会議が円滑に実施することができ、環境を整えることが重要である。

5 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

なお、市町村介護保険事業計画に定める日常生活圏域は、市町村計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第五条第一項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。）を作成する場合に当該計画に記載される市町村医療介護総合確保区域（医療介護総合確保法第五条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。以下同じ。）と整合性が図られたものとする。

6 他の計画との関係

市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画と一体のものとして作成され、市町村計画との整合性が確保されたものとし、市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。）、市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）、又は市町村健康増進計画（健康増進法（平成十四年法律第三十三号）第八条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。）その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

これに加えて市町村高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成二十一年厚生労働省・国土交通省告示第一号）をいう。）の七において、策定が望ましいとされている市町村が定める高齢者の居住の安定の確保に関する計画をいう。以下同じ。）を定めている場合にあっては、当該計画との調和が保たれたものとすることが望ましい。

また、市町村介護保険事業計画においては、これら計画との関係について盛り込むことが重要である。

(一) 市町村老人福祉計画との一体性

市町村老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されるものである。

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村老人福祉計画と一体のものとして作成すること。

(二) 市町村計画との整合性

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域において医療・介護のサービスを総合的に確保することが重要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村計画との整合性の確保を図るものとする。

(三) 市町村地域福祉計画との調和

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる市町村地域福祉計画と調和が保たれたものとする。

(四) 市町村障害福祉計画との調和

市町村障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観点から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高齢の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要である。

こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、市町村障害福祉計画との調和が保たれたものとする。また、都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）における高齢者を含む入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標の達成に向けた取組に留意すること。

(五) 市町村健康増進計画との調和

市町村健康増進計画は、健康寿命を延伸し、要介護状態等の予防や悪化の防止を図ることは、重要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、高齢者の健康に焦点を当てた取組等住民の健康の増進に関する施策との連携が重要であり、市町村健康増進計画が定められている場合には、当該計画との調和に配慮すること。

(六) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホームその他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム（以下「高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム」という。）の供給の目標等を定める市町村高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとすることが望ましい。

なお、市町村においても、必要に応じて市町村高齢者居住安定確保計画を策定し、自らの市町村内における高齢者向け住まいの供給目標を定めることが望ましいが、これを策定しない場合であっても、これらの供給目標については、市町村が都道府県との協議により、地域の実情に応じた市町村別の供給目標を、都道府県高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。）に反映することが可能であることに留意することが望ましい。

(七) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。）を踏まえた取組

介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合には、福祉・介護サービスの仕事に魅力ある職業として認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。

(八) 介護雇用管理改善等計画（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。）を踏まえた取組

介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理改善や能力開発をすることが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合には、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管理の改善の促進並びに能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を踏まえるよう努めるものとする。

7 (一) 計画期間と作成の時期

市町村介護保険事業計画は、概ね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬものとされる保険料の算定の基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、三年を一期として作成する。

第六期市町村介護保険事業計画については、平成二十七年年度から平成二十九年度までを期間として、平成二十六年度中に作成することが必要である。

(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出すること。

また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められることから、市町村は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報（介護保険制度の基本的理念を含む。）の提供に努めることが重要である。

さらに、市町村介護保険事業計画を通じて構築する地域包括ケアシステムは、地域の住民、介護従事者、介護サービス事業者、民間企業、NPO、地域の諸団体等により支えられるものであることから、様々な経路や手法により地域が目指す方向に対する理解が関係者間で共有できるよう、当該計画の公表方法を工夫しながら、様々な経路や方法によりこれらの関係者による多様な積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。

(三) 達成状況の点検及び評価

市町村介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。

この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設サービスの量の均衡等の市町村介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが重要である。

特に、要支援者に対するサービス提供について、市町村が計画期間中の取組、費用等の結果について検証し、第七期以降の計画につなげていくこと、具体的には、ガイドラインを参考にしながら、関係者間で議論しつつ、評価し、結果を共有していくことが重要であること。

1 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

市町村介護保険事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項とする。

1 日常生活圏域

第二の1の5を踏まえ、日常生活圏域の範囲、各日常生活圏域の状況等を定めること。

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては、市町村における高齢者人口の動向、介護給付等対象サービスの給付の実績を分析し、かつ、評価するなど第二の1の4に掲げる事項を踏まえた上で、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準（市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表に掲げるものをいう）を参考として、次の区分により定めること。

なお、要介護者等の数の見込みを定める際には、各年度における高齢者人口の動向、総合事業（総合事業に移行する前の介護予防事業を含む）及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案して、地域の実情に応じて定めることが必要である。

また、サービスの量の見込みを定める際には、地域で作成した認知症ケアパス及び認知症である者を含む精神科病院からの退院者を地域で受け入れることを踏まえたものとするよう留意することが重要である。

各年度における介護給付等対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

イ 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービスの量の見込み

各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれ必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービスの種類の量の見込みを定めること。

また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際、日常生活圏域ごとに均等のとれた介護給付等対象サービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた必要利用定員総数及び見込量を定めること。特に、入所申込者が多数存在する指定介護老人福祉施設や地域密着型介護老人福祉施設については、保険者である市町村において、入所申込みを行っている要介護高齢者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により、当該施設以外では生活が困難であり、真に入所が必要と判断される被保険者を適宜の方法で把握し、その状況も踏まえた上で、必要なサービスの種類の量の見込みを定めること。

なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。

ロ 指定地域密着型サービス以外の介護給付等対象サービスの量の見込み

各年度における指定地域密着型サービス以外の介護給付等対象サービスの種類の量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。以下同じ。）、夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスである夜間対応型訪問介護に限る。以下同じ。）、平成二十八年四月一日から施行する地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスである地域密着型通所介護に限る。以下同じ。）、認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスである認知症対応型通所介護に限る。以下同じ。）、小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護に限る。以下同じ。）、及び複合型サービス（指定地域密着型サービスである複合型サービスに限る。以下同じ。）の量の見込みを踏まえることが必要である。

また、各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込みについては、都道府県と連携し、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数の及びそれらの高齢者の介護給付等対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、この(一)に掲げるそれぞれ介護給付等対象サービスの種類の量の見込みを含めて見込むこと。

各年度における介護給付等対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

イ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み

各年度における指定地域密着型介護予防サービスの種類の量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるよう、地域の実情に応じた見込量を確保すること。

ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付等対象サービスの量の見込み

指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付等対象サービスの種類の量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

その際、指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを踏まえたものとし、第六期期間中、予防給付等対象サービスのうち、訪問介護及び通所介護に係るものが総合事業に移行することにより留意すること。

各年度における地域支援事業の量の見込み

各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

この場合、総合事業については、第六期期間中に予防給付等対象サービスのうち、訪問介護及び通所介護に係るものが総合事業に移行することに留意して、次のとおりとすること。

また、介護給付等対象サービスと同様、サービスの量の見込みを定める際には、地域で作成した認知症ケアパスの勘案にも留意することが重要である。

総合事業の量の見込み

ガイドラインを参考にしながら、既存のサービス型である介護予防訪問介護等の専門的なサービスから、住民主体の支援まで多様なサービスの量をそれぞれ見込む必要がある。なお、多様なサービスの典型例はガイドラインの中で示されているため、その内容も参考にしつつ、地域の資源等も踏まえ、地域の実情に応じて見込むこと。

また、一般介護予防事業の推進に当たっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能二活動二参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけでなく、生活機能全体を向上させ、活動的、機能的な生活を送ることを営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。市町村においては、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民運営の通いの場が、人と人とのつながりを通じて、充実していくような地域づくりを推進することが重要である。

各年度における指定地域密着型サービス以外の介護給付等対象サービスの種類の量の見込みを定めること。また、その算定に当たつての考え方を示すことが重要である。

(一) 包括的支援事業の事業量の見込み

包括的支援事業の実施に当たっては、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれごとに、事業内容や事業量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。その際には、特に、在宅医療・介護連携、認知症総合支援事業、生活支援・介護予防サービスについては、第二の三の内容とも密接に関わることから、その内容に留意して考え方を示すことが重要である。

また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように努めることが重要である。

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めるよう努める事項は、第二の一(5)を除くことに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

地域包括ケアシステムの構築のため、今後重点的に取り組むことが必要な次の事項について、地域の実情に応じて計画に位置付け、その事業内容等について定めるよう努めるものとする。

また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを構築することが必要であり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として行っていくことが重要である。

(一) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医療計画(医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ)に基づき、医療機能の分化と併行して、市町村が主体となつて、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要である。市町村は、地域の医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため以下の事業内容に關し具体的な実施時期等を定めることが重要である。

イ 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業

ロ 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者(以下「医療・介護関係者」という)により構成される会議の開催等を通じて、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業

ハ 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業

二 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業

ホ 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

ヘ 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業

ト 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

チ 他の市町村との広域的な連携に資する事業

(二) 認知症施策の推進

市町村は、認知症である者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、以下の取組について、各年度における具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定めることが重要である。

イ 認知症初期集中支援チームの設置

ロ 認知症地域支援推進員の設置

ハ 認知症ケアの向上のための取組

ニ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備

ホ 認知症サポーターの養成及び普及その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組

(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身又は夫婦のみで高齢者世帯等支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、地域の実情に応じて、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待される。また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから高齢者の社会参加を通じて、元氣な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。このため、生活支援・介護予防サービスの充実のために以下の取組を進めることとなる。ネット機能の充実や、協議体の設置を進めることを定めることが重要であるとともに、ガイドラインを参照しながら、今後充実を図るNPO、民間企業、協同組合、ボランティア等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの内容について具体的に記載することが重要である。

イ 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場を確保するなどの資源開発

ロ 活動主体等のネットワークの構築

ハ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング

これらの取組に当たっては既存事業も活用しつつ、地域支援事業や市町村の一般財源等を適切に組み合わせることで実施することが想定されるため、幅広い視点から取組を整理した上で記載することが重要である。

(四) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや高齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

2 市町村介護保険事業計画において、介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する取組

市町村介護保険事業計画においては、介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する取組等、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めるよう努めるものとする。

この場合においては、次の点に留意して介護給付等対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが重要である。

(一) 関係者の意見の反映

市町村は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型サービス等」という。）に係る事務の適切な運営を図るため、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定の拒否並びに指定地域密着型サービス等の当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等とされていることと踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置する等の措置を講ずるものとする。この場合においては、事務を効率的に処理するため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。

(二) 公募による事業者の指定

市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）について、市町村がその見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、公募により事業者の指定（以下「公募指定」という。）を行うことができ、また、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のために必要があると認めるときは、一定の条件が満たされれば、都道府県に協議を求めることができ、その結果に基づき、都道府県は、訪問介護若しくは通所介護の指定をしないこと又は指定について条件を付すことができる。

なお、この公募指定や協議は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及と質の向上を図るために設けられたものであり、参入の抑制を目的としたものではないことから、市町村においては、こうした趣旨に則って公募指定や協議を行うことが必要である。

また、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町村は、公募指定を行う際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考基準を設けることが必要である。

(三) 報酬の独自設定

市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、指定地域密着型サービス等の介護報酬を独自に設定できる。

市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。

3

(一) 地域支援事業に要する費用の額

各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策、各年度における総合事業、包括的支援事業及び任意事業（法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）のそれぞれに要する費用の額を定めるよう努めるものとする。

(二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策
総合事業については、訪問型サービス等の総合事業を行う者の確保に関する等、訪問型サービス等の総合事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めるよう努めるものとする。

訪問型サービス等の総合事業については、多様な主体による多様なサービスの提供体制を確立することが重要であり、ガイドラインも参考にし、包括的支援事業の生活支援体制整備事業を十分活用しながら、地域において、NPOやボランティア、地域組織等の活動を支援していくことが重要である。

(三) 地域支援事業及び介護給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価
市町村は、各年度において、総合事業（一般介護予防事業に係るものに限る。）の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付及び総合事業の実施による要介護二以上の移行の程度等の達成状況を分析し、かつ、評価することが重要である。

この評価については、ガイドラインを踏まえ取り組むことが重要である。

(四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価

市町村は、個々の事業評価とともに、総合事業の実施状況について、定期的に調査、分析及び評価を行うことが重要である。

具体的にはガイドラインを参考にしながら、関係者間で議論しつつ、評価・検討を行い、次期計画期間への取組に反映することが重要である。

4

(一) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
介護給付等対象サービス

指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業を行う者が、介護給付等対象サービス（指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス）をいう。以下この(一)において同じ。）の事業を行う者又は居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者と連携して、適切な居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成することができるよう、介護給付等対象サービス等の事業、居宅における医療を提供する事業又は指定居宅介護支援等の事業、居宅における医療を提供する事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるものとする。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

また、利用者の疑問、不満、不安等を解消し、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員派遣等事業について、受入れ事業者数の目標を定めることが望ましい。

(二) 総合事業

介護支援専門員や地域包括支援センター等個別のケアマネジメントを行う者が、総合事業の多様なサービスを行う者と連携して、適切なサービスの提供につなげることができるよう、総合事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、総合事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の総合事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の総合事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるものとする。

総合事業の担い手は、市町村、社会福祉法人、NPO、民間企業、ボランティア、協同組合、地域包括支援センター、老人介護支援センター等多様な主体が考えられることから、それぞれの者が有機的に連携しながら各事業の実施体制を構築していくことが重要である。

総合事業の効果的な提供体制を構築していく方策として、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行いながら、それぞれの者の連携体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

(三) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営

地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標や地域課題・地域住民に対して果たす役割について定めることが重要である。

なお、運営に際して市町村においては、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、①業務量に応じた適切な人員配置、②地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、③PDCAの充実による効果的な運営の継続、という観点から、複合的に機能強化を図っていくことが重要である。

①については、担当する高齢者人口や相談件数、運営方針等を勘案し、業務量に見合った人員体制を確保すること。

②については、包括的支援事業を委託された者が設置した地域包括支援センター等に対する運営方針について、それぞれの地域包括支援センターごとに工夫して提示することが効果的であり、行政との役割分担を明確化すること。

また、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援等を担う基幹的役割を果たす地域包括支援センターや、特定の分野（認知症等）の機能を強化し、近隣の地域包括支援センターの後方支援を担う機能強化型の地域包括支援センターの位置付け等を行い、効果的・効率的な運営体制を構築すること。

③については、継続的に安定した事業実施につなげるため、地域包括支援センターは自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の向上に努めることが必要であるとともに、市町村においては、運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行うことが重要である。その他、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐ等の対応を行う体制を整備するとともに、今後、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が重要であることから、これらの事業を効果的に推進するため、当該事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制を構築することが重要である。

5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

地域包括ケアシステム構築に向けては、医療、介護サービスの情報に加え、市町村が設置する地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが重要である。厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、積極的に情報発信するよう努め、その取組を定めることが重要である。

6 市町村独自事業に関する事項

(一) 保健福祉事業に関する事項

第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

(二) 市町村特別給付に関する事項

市町村特別給付を行う市町村にあつては、地域の特徴に依り、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めることが望ましい。

7 介護給付の適正化に関する事項

介護給付の適正化のために行う適正化事業は、実施主体が保険者であり、保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むべきものであり、第三期介護給付適正化計画に関する指針に掲げる要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知といったいわゆる主要五事業あるいはその他介護給付の適正化に資する事業内容を定めることが重要である。

なお、全事業を実施することが直ちに難しい市町村にあつては、費用的な効果が最も見込まれる縦覧点検・医療情報との突合、介護保険制度の要である介護支援専門員を支援するケアプランの点検及び介護給付の適正化を進める上で効果的と考えられる適正化事業の三事業を優先して実施し、それでもなお実施が難しい場合にあっては、都道府県を通じて国保連合会への委託も検討することが重要である。

また、市町村は、都道府県介護給付適正化計画の策定に当たって取組目標等の意見交換を行うとともに、その計画内容を十分踏まえ事業を実施することが重要である。

8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制整備並びに市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが重要である。

第三

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化

介護保険制度の基本理念及び広域的な調整を行う役割を踏まえ、ともに、都道府県における地域の条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の一及び二の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町村への支援内容が明確にされた都道府県介護保険事業支援計画を作成することが重要である。

2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、広域的な観点から地域における地域包括ケアシステムの構築を進めるため、管内市町村に対する様々な支援を行うとともに、市町村が行う推計を踏まえながら地域包括ケアシステムを支える人材の確保、資質の向上等の取組を進めるための中長期的視点に立った都道府県介護保険事業支援計画の策定が重要である。

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとともに、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及を図ることが重要である。

このような観点から、次のそれぞれについて地域の実情に応じて定めることが重要である。

(一) 平成三十七年度の介護人材等の推計

都道府県は、市町村が推計した平成三十七年度において必要となるサービスの種類ごとの量の見込み等を勘案し、都道府県全域及び老人福祉圏域（介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。）ごとに必要となる介護給付等対象サービスの状況を明らかにすることが重要である。その上で、平成三十七年度において都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、課題の構造を明らかにした上で、中長期的な視野をもつて介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

(二) 第六期の目標

都道府県は、(一)で示した平成三十七年度の推計を踏まえ、地域包括ケアシステム構築に向けた段階的な取組方針及びその中で第六期の位置づけを明らかにするとともに、第六期の具体的な施策により目指す目標を定めることが重要である。

その際には、都道府県における地域包括ケアシステムの構築の条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案することが重要である。

(三) 施設における生活環境の改善

都道府県は、平成三十七年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設の場合にあつては、当該一部の入所定員。以下この(三)において同じ。）の合計数が占める割合については、法第百六十六条第二項第二号に基づく参酌標準（都道府県介護保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準をいう。三の2の(二)において同じ。）である五十パーセント以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十パーセント以上）とすることを目標として定めるよう努めるものとする。

3

都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
都道府県介護保険事業支援計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映することが必要である。

また、関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、市町村との連携の状況等を都道府県介護保険事業支援計画に示すことが重要である。

(一) 都道府県関係部局相互間の連携

介護保険担当部局は、民生担当部局、保健医療担当部局、労働担当部局、住宅担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局等の関係部局と連携することができ、体制を整備するとともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り、問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組みよう努めることが重要である。

(二) 都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築のための支援については、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするが重要である。

このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の中から都道府県の判断により参加者を選定し、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等を開催することが重要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。

(三) 市町村との連携

都道府県は、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、市町村と意見を交換することが重要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、老人福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等の老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図るために必要な市町村に対する支援を行うことが望ましい。

なお、小規模な市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることに鑑み、都道府県は、老人福祉圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。

4

要介護者等の把握

都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者等の数、介護給付等対象サービスを提供するための施設の定員数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに定めることが重要である。

この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すことが重要である。

また、第五期都道府県介護保険事業支援計画及び都道府県老人福祉計画（老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画をいう。以下同じ。）の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を第六期介護保険事業支援計画の作成に活用することが重要である。

さらに、市町村介護保険事業計画を基礎として、計画期間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに定めることが重要である。

5

なお、都道府県は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村が日常生活圏域二一五調査等や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査（病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。）を行う場合に必要とする調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力することが重要である。

老人福祉圏域の設定
都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされており、これを老人福祉圏域として取り扱うものとされている。

老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏（一）の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。）と一致させることが望ましい。

このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り、両者を一致させるよう努めること。

なお、都道府県介護保険事業支援計画に定める老人福祉圏域は、都道府県計画（医療介護総合確保法第四十一条に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）を作成する場合に当該計画で定める都道府県医療介護総合確保区域（医療介護総合確保法第四十二条第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。）と整合性が取れたものとする。

他の計画との関係

都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成され、都道府県計画及び医療計画との整合性が確保されたものとし、都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第八十一条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。）、都道府県障害福祉計画、都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第九第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）、都道府県健康増進計画（健康増進法第八十一条に規定する都道府県健康増進計画をいう。）、都道府県民生生活基本計画（往生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画をいう。）又は都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

また、都道府県介護保険事業支援計画においては、これら計画との関係について盛り込むことが重要である。

(一) 都道府県老人福祉計画との一体性
都道府県老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されるものである。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

都道府県計画との整合性
地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じて、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することが重要である。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県計画との整合性を図るものとする。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県計画との整合性を図るものとする。

(三) 医療計画との整合性

医療計画については、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）において、居宅等における医療の確保に関する事項を定めるに当たり、介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的に整備するため、この指針及び都道府県介護保険事業支援計画にも配慮して定めることが求められるとされていることに留意すること。

なお、都道府県が、今後、医療計画の一部として策定する地域医療構想とも整合性をとれたものとする。

(四) 都道府県地域福祉支援計画との調和

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域における様々な主体によるサービスとを重層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたものとする。

(五) 都道府県障害福祉計画との調和

都道府県障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観点から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高齢の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要である。

こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県障害福祉計画における高齢者を含む入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標等との調和が保たれたものとする。

(六) 都道府県医療費適正化計画との調和

都道府県介護保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるに当たっては、療養病床を有する医療機関の転換の意向等を勘案して、都道府県医療費適正化計画との調和を保ち、療養病床から転換する介護保険施設に係るサービスの量の増加を踏まえたサービスの量の見込みとすること。

なお、指定介護療養型医療施設については、引き続き、介護老人保健施設等への転換を推進しつつ、平成二十九年度末まで転換期限を延長しているところであり、医療費適正化基本方針（高齢者医療確保法第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針をいう。以下同じ）において、都道府県は、転換に関する相談窓口の設置等具体的な支援措置を講ずることが望ましいとされている。

(七) 都道府県健康増進計画との調和

少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等の予防や悪化の防止を図ることは、重要である。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者の健康に焦点を当てた取組等住民の健康の増進に関する施策を定める都道府県健康増進計画との調和に配慮すること。

(八) 都道府県生活基本計画との調和

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、高齢者が安心して暮らせる住まいと日常生活の支援や介護給付等対象サービス等の一体的な供給が要請されている。

こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項を定める都道府県生活基本計画と調和が保たれたものとする。

(九) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める都道府県高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとする。

また、都道府県介護保険事業支援計画と都道府県高齢者居住安定確保計画との調和を図るに当たっては、市町村にも配慮することが望ましい。

なお、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標については、市町村との協議により、地域の実情に応じた市町村別の供給目標を都道府県高齢者居住安定確保計画に反映することが可能であることに留意し、市町村から協議があった場合には、その求めに応じて、地域のニーズを的確に把握した計画の策定を検討することが望ましい。

(十) 福祉人材確保計画との取組

介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当たっては、福祉・介護サービスの仕事に魅力ある職業として認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。

(十一) 介護労働管理改善等計画との取組

介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して働くことができるようにするため、介護労働者の雇用管理改善や能力開発をすることが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当たっては、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管理の改善の促進、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を踏まえるよう努めるものとする。

その他

(一) 計画期間と作成の時期

都道府県介護保険事業支援計画は、三年を一期として作成する。第六期都道府県介護保険事業支援計画については、平成二十七年から平成二十九年度までを期間として、平成二十六年中に作成することが必要である。

(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出すること。

また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められることから、都道府県は、地域住民に対し、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステムの目指す方向や市町村に対する都道府県としての支援内容について、当該計画の公表方法を工夫しながら幅広く地域の関係者の理解を広げ、多様な積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。

(三) 達成状況の点検及び評価

都道府県介護保険事業支援計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。

この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設サービスの量の均衡等の都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが重要である。

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

都道府県介護保険事業支援計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項とする。

1 老人福祉圏域

第三の五の5を踏まえた老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域の状況等を定めること。

この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況を盛り込むこと。

2 市町村が推計した見込み等を基に各年度における都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」という。）に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定めること。また、その算定に当たった考え方を示すことが重要である。

その際、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設（以下「混合型特定施設」という。）に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の必要利用定員総数を定めることができる。この場合、多様な経営主体によるサービスの提供体制を確保し、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるような環境を構築する観点から、有料老人ホーム等において提供される特定施設入居者生活介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を的確に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量を見込むようにすること。

さらに、大都市部においては、他の老人福祉圏域との間で特別養護老人ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合は、その調整内容を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。

加えて大都市部において、地域コミュニティや自治体間のつながりが強い等特別な事情により、他の都道府県内への要介護者移転に係る特別養護老人ホームへの入所必要人数を双方の都道府県が把握し、都道府県間の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、双方の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めることと、調整の考え方を示すことが重要である。この場合、入居者本人の意思の尊重が大前提であり、重度の要介護状態となった場合に本人の意思にかかわらず家族や地域と切り離されて他の都道府県の施設に入所せられるといったことにはならないよう、計画の実行には十分な配慮をすること。

なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数（混合型特定施設の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利用定員総数を含む。）及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設、混合型特定施設又は介護保険施設（指定介護療養型医療施設を除く。）に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。

また、各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護保険事業支援計画を作成しようとするときに、おける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれら高齢者の介護給付等対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを含めて定めること。

3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整

介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等のうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。以下この3において同じ。）の量の見込みについては、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位と

する広域的調整を図ること。この場合においては、老人福祉圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供することと、この場合に必要となる市町村の取組に協力することと、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数並びに介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数については、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定めること。また、その算定に当たった考え方

を示すことが重要である。）を踏まえた老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況を盛り込むこと。

4 市町村が推計した見込み等を基に各年度における都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」という。）に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定めること。また、その算定に当たった考え方

を示すことが重要である。）を踏まえた老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域の状況等を定めること。この場合においては、老人福祉圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供することと、この場合に必要となる市町村の取組に協力することと、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数並びに介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数については、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定めること。また、その算定に当たった考え方

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

都道府県介護保険事業支援計画において地域の実情に応じて定めるよう努める事項は、一（5）を除く。に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

1 地域包括ケアシステムの構築のための支援に関する事項

地域包括ケアシステムの構築のため、今後、市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等について定めることが重要である。この際、専門職の派遣や好事例の提供提供等市町村が行う高齢者の自立支援に資する包括的かつ継続的な支援のための地域ケア会議の推進、総合事業を実施する事業者のうち都道府県が指定権限を持つ介護保険サービス事業者に対する指導監督の実施や各種研修等総合事業の推進に関する支援策も併せて定めることが重要である。

また、地域の創意工夫を活かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として行っていくことが重要である。

（一）在宅医療・介護連携の推進

在宅医療の提供体制の充実に係る都道府県と市町村の連携と役割分担について、医療計画を推進していく中で改めて明確にした上で、在宅医療提供体制の基盤整備を推進することが重要である。

在宅医療・介護連携を推進するために、在宅医療・介護の関係者からなる会議の設置、都道府県として実施する在宅医療・介護連携の推進のための人材育成等の研修会の開催、都道府県医師会との連携及び調整、医療機関と地域の介護関係者及び医療関係者との連携等の広域での調整が必要な事項、小規模市町村が複数の市町村で共同事業を行う際の支援等、在宅医療・介護連携に関する市町村への具体的な支援策を定めることが重要である。

（二）認知症施策の推進

都道府県は、以下の取組について、認知症施策に関する各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受診予定人数等）を定めることが重要である。

また、第二の三の（一）に掲げる市町村の取組も含めた都道府県全体の計画を示し、必要に応じて、市町村への支援策を定めることが重要である。

なお、早期診断を行う医療機関の整備については、精神疾患の医療体制の構築に係る指針に留意することが重要である。

イ 早期診断を行う医療機関の整備
ロ かかりつけ医・病院従事者に対する認知症対応力向上のための研修の実施
ハ 認知症サポート医の養成

二 若年性認知症施策の実施
ホ 認知症ケアに携わる介護人材の育成（認知症介護実践リーダー及び認知症介護指導者）
ヘ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備
ト 認知症サポーターの養成と普及その他都道府県が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組

(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

第二の三の(一)に掲げる生活支援・介護予防サービスの充実のため取組を進めるコーディネート機能の充実に関する取組等、地域における日常生活支援の充実に関する市町村への支援策を定めることが重要である。

具体的には、市町村と連携し地域の日常生活支援体制の基盤整備を推進する生活支援コーディネーターの養成、市町村・NPO・ボランティア・民間事業者等を対象とした普及啓発のためのシンポジウムや研修会の開催、生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化、好事例の発信等、広域的な視点から市町村の取組を支援することが重要である。

(四) 介護予防の推進

介護予防の推進に当たっては、都道府県の介護部門と衛生部門が連携しながら、広域的な立場から、市町村の介護予防の取組の評価、リハビリテーションに関する専門的な知見を有する者の広域調整、関係機関間の調整、管内市町村の取組に係る情報収集・提供、介護予防の取組や保健事業に従事する者の人材育成等の市町村への支援策を定めることが重要である。

(四) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて市町村と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居住において差遇を受けることが困難なものを入所させ、差遇するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

2
(一) 介護給付等対象サービスを基盤整備するための施設における生活環境の改善のための事業に関する事項

介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項
今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとつて最も身近な市町村が主体となつて、在宅と施設とのサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。

したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となつて整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要である。

ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があつた場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員

総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができるものとされていること等により、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図ることが重要である。

また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることにより、法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとすることが重要である。

3
(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

老人福祉圏域ごとに、第三の二の(二)に掲げる参酌標準を参考として、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めるよう努めるものとする。

(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めるよう努めるものとする。

なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の推進についても考慮することが重要である。

(四) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に関する事項

地域包括ケアシステムの構築の推進のためには、介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サービスの担い手又は生活支援コーディネーター等の多様な人材の確保を支援する方策を定めるよう努めるものとする。特に介護人材の量的な確保については、第三の二の(二)において推計された介護人材の供給の状況を踏まえ、福祉人材確保指針による取組を参考としつつ、新規参入の促進や潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着の促進等のための方策を、以下の点に留意して定めることが重要である。

① 具体的な目標（可能な限り定量的な目標値、時期）を掲げること。

② 都道府県が中心となつて地域内の関係団体や関係機関等と連携し、人材確保のための協議会を設置するなど、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること。

③ 都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確保センター（ナースセンター）事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。

さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要である。

また、介護支援専門員については、その資質向上に向け、介護支援専門員に対する研修が適切に行われるよう実施体制を組むとともに、介護支援専門員が当該研修を円滑に受講することができるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ることが重要である。

在宅医療・介護連携の推進において、これまで市町村は在宅医療の提供体制等への関与が少なかつたことから、市町村の人材育成の支援が重要である。医療と介護の連携体制の構築を進めるために、各市町村で中心的役割を担うリーダーや医療と介護に精通した連携のコーディネーターとなる人材育成等について記載することが重要である。

訪問看護職員については訪問看護推進協議会を設置し、都道府県が主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むことが望ましい。

また、訪問看護事業所の看護師が最新又は高度な医療処置・看護ケアに関する知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点や退院支援、地域連携に関する知識といった専門性を高めるための研修等の実施が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ることが重要である。

4

介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等により、介護保険施設の入退所（介護保険施設相互間の転所を含む。）を円滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報を住民に提供するための体制整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるものとする。
なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。
また、市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。

さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、そのような者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の重要性に留意し、都道府県においても、市町村や居宅介護支援事業者、医療機関等に対する周知啓発等、市町村において地域密着型サービスの体制の整備が行われるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。

5

介護サービス情報の公表に関する事項
介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五十章第十節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第六期においては、介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用手配の取組を推進することが必要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発信できるように都道府県の積極的な取組が重要である。
また、通所介護の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスについて、サービスの質の担保の観点から、情報公表システムでの公表を推進することが重要である。

さらに、市町村が新たに公表することとなった、地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報の公表に当たっては、地域の実情に応じて市町村と連携を図りながら必要な支援を行うことが望ましい。

6

介護給付の適正化に関する事項
都道府県は、第三期介護給付適正化計画に関する指針や市町村の取組目標等を参考に都道府県介護給付適正化計画を策定し、都道府県介護保険事業支援計画において介護給付適正化計画を定める旨を記載することが重要である。また、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づき対策を講じるとともに、都道府県が中心となって関係団体と連携し、市町村に対する支援を行うことが重要である。

なお、縦覧点検・医療情報との突合に係る関係団体への委託については、都道府県内の通所調整の処理基準が統一されることで、より正確な効果が得られることから、都道府県内の全市町村が関係団体に委託するよう働きかけることが重要である。

療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制整備並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが重要である。

なお、指定介護療養型医療施設については、引き続き、老人保健施設等への転換を推進しつつ、平成二十九年年度末まで転換期限を延長しているところであり、医療費適正化基本方針において、都道府県は、転換に関する相談窓口の設置等具体的な支援措置を講ずることが望ましいとされていること（留意事項）。

この指針は、平成二十七年からの第六期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。この指針については、法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

別表

一 訪問介護訪問入浴介護訪問看護訪問リハビリテーション通所介護又は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護

訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護	現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び指定地域密着型サービスの数の見込みを勘案して、数の見込みを定めること。 なお、通所介護については、利用定員が厚生労働省令で定められた数に達している場合は、平成二十八年四月一日から施行する地域密着型通所介護に移行することに留意し、数の見込みを定めること。
--	--

二 居宅療養管理指導、指定居宅介護支援並びに居宅介護支援

居宅療養管理指導 指定居宅介護支援 指定居宅介護支援 指定居宅介護支援	居宅要介護者（通所介護等である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的ケアを利用することを前提として、現に利用している者の数及び指定居宅介護支援の利用に関する意向を勘案して、数の見込みを定めること。 居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び指定居宅介護支援の利用に関する意向を勘案して、数の見込みを定めること。 居宅要介護者が原則として利用することを前提として、居宅要介護者の数の見込みを勘案して、数の見込みを定めること。
--	---

三 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	現に利用している者の数に加え、訪問介護等の他のサービスを利用している者等であって、今後、高齢者等となる者や生活全般の支援が必要となる見込みがある者の増加等を踏まえ、日常生活を営むことが困難な限り、住み慣れた地域において継続して、数の見込みを定めること。 なお、単に利用者の表面的な意向を確認するだけでなく、上記を踏まえ、利用者の潜在的なニーズも把握して数の見込みを定めること。
---	---

地域密着型通所介護	平成二十八年四月一日から施行する地域密着型通所介護は、利用者が厚生労働省令で定める数未満の通所介護事業所を現に利用している者の数、居宅要支援者の数及びその地域の状況に関する意向等その地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者である者の数及びその地域の状況に関する意向等その地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。

四 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	現に利用している者の数及び利用に関する意向並びに地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者（指定介護療養型医療施設を除く。）への転換予定などその地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。
介護福祉施設サービス	また、介護療養型医療施設については、現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービス等の利用に関する意向並びに介護療養型医療施設を除く。）への転換予定などその地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。
介護保健施設サービス	また、介護療養型医療施設については、現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービス等の利用に関する意向並びに介護療養型医療施設を除く。）への転換予定などその地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。
介護療養施設サービス	また、介護療養型医療施設については、現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービス等の利用に関する意向並びに介護療養型医療施設を除く。）への転換予定などその地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。

五 介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護

介護予防訪問介護	現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び指定地域密着型介護サービス等の量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防訪問看護	また、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、第六期期間中に総合事業に移行することに留意し、量の見込みを定めること。
介護予防訪問リハビリテーション	また、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、第六期期間中に総合事業に移行することに留意し、量の見込みを定めること。
介護予防通所介護	また、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、第六期期間中に総合事業に移行することに留意し、量の見込みを定めること。
介護予防短期入所生活介護	また、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、第六期期間中に総合事業に移行することに留意し、量の見込みを定めること。
介護予防短期入所療養介護	また、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、第六期期間中に総合事業に移行することに留意し、量の見込みを定めること。

六 介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援

介護予防居宅療養管理指導	居宅要支援者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的ケアを利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防福祉用具貸与	居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に依りて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。

特定介護予防福祉用具販売	居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に依りて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防支援	居宅要支援者及び生活支援・介護予防サービス事業者の数の数、現に利用している者の数の見込みを定めること。
介護予防防犯型通所介護	また、第六期期間中に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に移行することに留意し、量の見込みを定めること。

七 介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者である者の数及びその地域の状況に関する意向等その地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者の数及びその地域の状況に関する意向等その地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。

八 介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者である者の数及びその地域の状況に関する意向等その地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者の数及びその地域の状況に関する意向等その地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。

九 介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者である者の数及びその地域の状況に関する意向等その地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者の数及びその地域の状況に関する意向等その地域の状況を勘案して、量の見込みを定めること。

と、いう。）を全体計画とする（二級河川（巴川、下「本件事業」という。）のうち、上記の事業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

法第20条第2号の要件への適合性

二級河川（巴川、以下「巴川」という。）は、河川法第5条第1項の規定に基づき静岡県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第1項の規定に基づき静岡県知事が河川管理者であることなどから、事業者である静岡県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。